

証券番号	変更番号
------	------

地域クラブ活動事業者特約（公益財団法人日本レクリエーション協会用）

第1章 共通規定

第1条（特約の適用）

この特約は、施設所有（管理）者特別約款（以下「特別約款」といいます。）が付帯された保険契約に適用します。

第2条（用語の定義）

この特約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。

- ① 利用施設
保険適用地域内の公共、スポーツ団体、学校などの施設および施設内の設備、什器、備品などをいいます。ただし、認定地域クラブ活動に利用する目的で運営団体が書面等により利用申請手続を行った施設および施設内の設備、什器、備品に限ります。
- ② 運営団体
以下に掲げる認定地域クラブ活動の運営団体および実施主体をいいます。ただし、公益財団法人日本レクリエーション協会の会員に限ります。
ア. 保護者会
イ. 総合型地域スポーツクラブ
ウ. 市区町村スポーツ協会
エ. スポーツ少年団
オ. 文化芸術団体
カ. 市区町村が中心となって関係団体と連携を図り運営する組織。
キ. その他学校と関係する組織・団体。
- ③ 認定地域クラブ活動
市区町村から認定を受けた中学校・高等学校におけるスポーツ・文化芸術活動等を主目的とした地域クラブ活動をいい、市区町村が自ら運営・実施する地域クラブ活動は除きます。なお、利用施設以外の場所における大会や試合等（以下「遠征」といいます。）を含み、遠征に生徒等を引率する場合を除き、地域クラブ活動の参加に伴う通学や移動は含みません。
- ④ 指導者等
認定地域クラブ活動の運営・管理等に関して、市区町村または運営団体と書面等で契約書を交わし、謝金等の報酬を受ける指導者、補助者、引率者をいいます。

第3条（施設および仕事の範囲）

- （1）この保険契約で対象となる特別約款第2条（用語の定義）①に規定する「施設」とは、利用施設に限ります。
- （2）この保険契約で対象となる特別約款第2条（用語の定義）②に規定する「仕事」とは、保険適用地域内で行われる利用施設の用法に伴う認定地域クラブ活動の運営・管理およびそれらに付随する業務（遠征に付随する業務を含みます。）に限ります。

CL2025-0403A（2025.10）

（会社使用欄）		
保険証券への添付	保管方法	作成方法
要証券添付物	申込書・契約内容変更依頼書に添付	TLPP

証券番号	変更番号
------	------

第4条（被保険者の範囲）

- （1）この保険契約における被保険者とは、次の各号に掲げる者をいいます。
- ① 運営団体
 - ② ①の役員
 - ③ 指導者等
- （2）この保険契約において、前項で規定する被保険者相互間の関係は、賠償責任保険（企業用）普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）にいう他人とみなします。なお、被保険者が他の被保険者に対して賠償責任を負担する場合については、普通約款第6条（保険金を支払わない場合）（2）②の規定は適用しません。
- （3）当会社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても保険証券記載の保険金額を限度とします。

第5条（保険金を支払わない場合）

当会社は、普通約款および特別約款に規定する保険金を支払わない場合のほか、直接であると間接であるとを問わず、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。なお、普通約款第6条（保険金を支払わない場合）（2）④ならびに次の①および②に掲げる事由については第4条（被保険者の範囲）

- （1）①または②よって生じた損害である場合を除き、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
- ① 保険契約者、被保険者の闘争行為または犯罪行為
 - ② 被保険者または被保険者の指図による暴行、ハラスメントまたは殴打
 - ③ 次に掲げる財物の損壊について、被保険者が他の被保険者に対して負担する賠償責任。
 - ア．被保険者が所有する財物。ただし、その財物を所有する被保険者自身またはその役員もしくは指導者等に該当する従業員が負担する賠償責任に限ります。
 - イ．被保険者が借用または保管する財物。ただし、その財物を借用または保管する被保険者自身またはその役員もしくは指導者等に該当する従業員が負担する賠償責任に限ります。

第6条（重複保険契約がある場合の保険金の支払額）

- （1）普通約款第26条（重複保険契約がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、特別約款第1条（当会社の支払責任）の規定により当会社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約（以下「重複保険契約」といいます。）を締結しているときは、当会社は、損害の額がその重複保険契約により支払われるべき金額（重複保険契約において設定されている免責金額により控除された額を加算した額とします。）を超過する場合に限り、その超過額に対して保険金を支払います。
- （2）前項の場合において、当会社は、保険証券記載の免責金額または重複保険契約により支払われるべき保険金の額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通約款第5条（保険金の支払額および保険金額）（1）の規定を適用します。

（会社使用欄）		
保険証券への添付	保管方法	作成方法
要証券添付物	申込書・契約内容変更依頼書に添付	TLPP

証券番号	変更番号
------	------

第2章 管理財物補償

第7条（当会社の支払責任）

この特約において、当会社は、普通約款第6条（保険金を支払わない場合）（2）②の規定にかかわらず、利用施設の損壊について、被保険者が利用施設について正当な権利を有する者に対し法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第8条（保険金の支払額および保険金額）

- （1）第7条（当会社の支払責任）に基づいてのみ当会社が保険金を支払うべき損害が発生した場合は、普通約款第5条（保険金の支払額および保険金額）（1）において適用する免責金額は、保険証券記載の対物欄の免責金額（保険証券記載の対物欄の免責金額が次表に記載の金額に満たない場合は次表に記載の金額とします。）とします。

免責金額	1 事故につき 5 万円
------	--------------

- （2）この特約に基づき当会社が支払うべき保険金について、普通約款第5条（保険金の支払額および保険金額）（2）および（3）において適用する保険金額は、保険期間を通じて次表に記載のものをいいます。

ただし、いかなる場合も特別約款第1条（当会社の支払責任）の対象となる他の損害に対する保険金の額を合算して、保険証券記載の保険金額を限度とします。

保険金額	
保険期間中	1, 000 万円

第9条（保険金を支払わない場合）

- （1）当会社は、直接であると間接であるとを問わず、利用施設について、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 原因を問わず、自然発火または自然爆発した利用施設の損壊
- ② 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等による損壊
- ③ 利用施設について、認定地域クラブ活動における利用終了後に利用施設の管理者に引き渡された後に発見された損壊
- ④ 偶然な外来の事故によらない電氣的または機械的な原因により生じた損壊
- ⑤ よごれ、しみ、焦げ、かき傷、すり傷、欠け傷、摩損などの外観上の損壊であって、利用施設が本来有する機能または用途を阻害することのない損壊
- ⑥ 貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、徽章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する財物の損壊
- ⑦ 屋根、扉、窓、通風筒、壁面等の瑕疵により、これらから入る雨または雪等による損壊

- （2）当会社は、被保険者が利用施設の使用不能に起因する賠償責任（収益減少に基づく賠償責任を含みます。）を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

（会社使用欄）		
保険証券への添付	保管方法	作成方法
要証券添付物	申込書・契約内容変更依頼書に添付	TLPP

証券番号	変更番号
------	------

第 10 条（普通約款等との関係）

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款、特別約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

保険証券への添付	保管方法	作成方法
要証券添付物	申込書・契約内容変更依頼書に添付	TLPP

- ・賠償責任保険（企業用）普通保険約款
- ・賠償責任保険（企業用）追加特約
- ・施設所有（管理）者特別約款

賠償責任保険（企業用）の約款

普通保険約款・特別約款・特約

2025.06版（2023年7月1日以降保険始期契約用）

このたびは、弊社の保険にご加入をいただきありがとうございます。
保険約款をお届けします。ご不明な点は、下記までご確認ください。

商品・ご契約内容に関するお問い合わせは・・・

0120-016-693

平日・土・日・祝日 午前9時～午後5時（年末年始を除く）

事故のご報告、保険金の請求に関するご相談は・・・

0120-01-9016

24時間365日

弊社への苦情・ご不満を承る窓口は・・・

0120-246-145

平日 午前9時～午後5時（年末年始を除く）

保険証券・重要事項説明書と一緒に、
この約款を大切に保管してください。

AIG損害保険株式会社
TEL: 03-6848-8500（大代表）
<https://www.aig.co.jp/sonpo>

目次

賠償責任保険（企業用）普通保険約款	2
賠償責任保険（企業用）追加特約	4
施設所有（管理）者特別約款	4
漏水危険担保特約	5
構内専用車危険担保特約	5
ヨット・モーターボート特約	5
無償飲食物危険担保特約	5
選挙事務所特約	5
昇降機特別約款	6
複数特別約款共通保険金額特約	6
請負業者特別約款	6
作業対象物損壊担保特約	6
作業対象物損壊担保特約（増額型）	6
リース・レンタル建設用工作車特約	7
重複保険規定不適用特約	7
交差責任担保特約（請負用・A）	7
交差責任担保特約（請負用・B）	7
撮影業者に関する特約	7
地下埋設物損壊不担保特約	8
ビルメンテナンス受託物損害担保特約	8
現金・貴重品担保特約	8
生産物特別約款	8
食中毒・特定感染症利益担保特約	9
仕事の目的物の損壊担保特約	10
仕事の目的物の損壊担保特約（増額型）	10
エンジン焼付損害対象外特約	10

エンジン焼付損害縮小支払（50％）特約	10
自動車管理者特別約款	10
使用不能損害担保特約	10
下請負人再寄託中担保特約	11
就業時間外建物内限定補償特約	11
事故対応費用拡張担保特約	11
被害者治療等費用担保特約	11
人格権侵害担保特約	12
費用内枠払特約	12
対物間接損害不担保特約	12
出演者等の損害不担保特約	12
除雪作業危険に関する特約（A）（請負業者賠償責任保 険用）	12
工事発注者責任担保特約	12
被保険者間交差責任特約（C）	12
ガソリンスタンド特約	12
集団扱特約	13
保険料の精算に関する特約（決算期間方式）	13
保険料確定特約（年間契約用）	13
保険料確定特約（有期契約用）	13
保険料分割払特約	14
初回保険料口座振替特約	14
保険料クレジットカード払特約	14
共同保険に関する特約	15

賠償責任保険(企業用) 普通保険約款

第1条(当会社の支払責任)

当会社は、偶然な事故により、保険期間中に発生した他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第2条(損害の範囲)

(1)当会社が保険金を支払うべき前条に規定する損害は、次の各号に掲げる損害に限りです。

- ① 損害賠償金
被保険者が損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金(裁判所により支払を命じられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含み、損害賠償金の支払により代位取得するものがある場合には、その価額を控除したものとします。)をいいます。
 - ② 争訟費用
損害賠償責任に関する争訟(訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。)につき、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用をいいます。
 - ③ 損害防止費用
第21条(損害の発生および拡大の防止)(1)に規定する損害の発生および拡大の防止のために被保険者が支出した費用のうち、当会社が必要または有益と認めた費用をいいます。
 - ④ 緊急措置費用
保険事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合において、被保険者が損害の発生または拡大の防止に努めたことにより要した費用のうち、応急手当、護送その他の被害者に対する緊急で必要な措置を行うために要した費用、およびあらかじめ当会社の承認を得て支出した費用をいいます。
 - ⑤ 求償権保全費用
第21条(損害の発生および拡大の防止)(2)に規定する他人に損害の賠償請求または求償をすることができるときにおいて、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した費用のうち、当会社が必要または有益と認めた費用をいいます。
 - ⑥ 協力費用
第22条(保険事故処理の特則)(1)に規定する当会社による損害賠償請求の解決に協力するために被保険者が支出した費用をいいます。
- (2)前項②および⑥に規定する費用については、当会社は、被保険者がこれらの費用を支出した後に被保険者に賠償責任がないことが判明した場合においても、これらの費用に対して保険金を支払います。

第3条(保険責任の始期および終期)

- (1)当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2)前項の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3)保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前に生じた保険事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条(用語の定義)

この保険契約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。

- ① 身体の障害
人の身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。
- ② 財物
有体物をいい、電気、熱、プログラム、ソフトウェア、データ等の無体物、漁業権および特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権等を含みません。
- ③ 損壊
滅失、毀損または汚損をいい、紛失および盗取・詐取を含みません。
- ④ 保険期間
保険証券の保険期間欄に記載された期間をいいます。
- ⑤ 1事故
発生時間または発生場所を問わず、同一の原因から発生した一連の保険事故をいいます。この場合、最初の保険事故が発生した時にすべての保険事故が発生したものとします。
- ⑥ 申込書記載事項
保険契約申込書および付属書類の記載事項をいいます。
- ⑦ 重複保険契約
この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- ⑧ 既経過期間
この保険契約の保険期間の初日から危険増加もしくは危険の減少が生じた時(保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。)この保険契約の条件を変更した日、この保険契約が解除された日またはこの保険契約が失効した日までの期間をいいます。
- ⑨ 未經過期間
危険増加もしくは危険の減少が生じた時(保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。)この保険契約の条件を変更した日またはこの保険契約が解除された日からこの保険契約の保険期間の末日までの期間をいいます。
- ⑩ 危険増加
申込書記載事項の内容に変更を生じさせる事由が発生した結果、この保険契約で定められた保険料が不足する状態になることをいいます。
- ⑪ 中途更改
この保険契約の契約条件を変更する場合で、保険引受に関する制度上の理由から、保険契約者がこの保険契約を解除した日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。
- ⑫ 損害賠償請求権者
保険事故について、被保険者に対する損害賠償請求の権利を有する者をいいます。
- ⑬ 保険適用地域
保険証券の保険適用地域欄に記載された地域(保険証券に記載がない場合は、日本国内とします。)をいいます。

第5条(保険金の支払額および保険金額)

- (1)当会社は、1事故につき、第2条(損害の範囲)(1)②に規定する争訟費用および同⑥に規定する協力費用を除き、損害の額が保険証券記載の免責金額を超過する場合に限り、その超過額(保険証券に縮小支払割合の記載があるときは、超過額に縮小支払割合を乗じて得た額とします。)を保険金として支払います。
- (2)当会社が支払うべき前項の保険金の額は、第2条(損害の範囲)(1)②に規定する争訟費用および同⑥に規定する協力費用を除き、保険証券記載の保険金額を限度とします。
- (3)第2条(損害の範囲)(1)①に規定する損害賠償金の額が保険証券記載の保険金額を超える場合は、当会社は、保険金額その損害賠償金の額に対する割合によって、同②に規定する争訟費用を支払います。
- (4)(1)および(2)に規定する免責金額、縮小支払割合および保険金額が、身体の障害・財物の損壊共通のものとして保険証券に記載されている場合には、当会社は、身体の障害および財物の損壊による損害を合算した額に対してこれらを適用します。

第6条(保険金を支払わない場合)

- (1)当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者または被保険者(保険契約者、被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、

- 執行役または法人の業務を執行するその他の機関)の故意
 - ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)
 - ③ 地震、噴火、洪水、津波等の天災
- (2)当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の各号に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者和其他の間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された賠償責任
 - ② 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
 - ③ 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
 - ④ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
 - ⑤ 排水または排気(煙を含みます。)に起因する賠償責任。ただし、不測かつ突発的に発生した事故による損害については、この規定を適用しません。
- (3)この保険契約が初年度契約である場合、保険契約締結時点において、保険契約者または被保険者が保険事故発生の原因が既に存在していることを知っていた場合には、当会社は、その原因に起因する保険事故による損害については、保険金を支払いません。

第7条(告知義務)

- (1)保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、申込書記載事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2)当会社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、申込書記載事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合には事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① 前項に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当会社が保険契約締結の際、前項に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勤めた場合を含みます。)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、保険事故が生じる前に、申込書記載事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当会社が前項の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4)(2)に規定する事実が当会社が申込書記載事項で定めた危険(損害の発生の可能性をいいます。)に関する重要な事項と関係ないものであった場合には、同項の規定を適用しません。ただし、重複保険契約に関する事項については、同項の規定を適用します。
- (5)(2)の規定による解除が保険事故による損害の発生した後になされた場合であっても、第15条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (6)前項の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した保険事故による損害については適用しません。

第8条(通知義務)

- (1)保険契約締結の後、申込書記載事項(本条においては、申込書記載事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において本条の適用があると定めた事項に限りです。)に変更が発生した場合には、保険契約者または被保険者がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その変更の事実がなくなった場合には、当会社に申し出る必要はありません。
- (2)前項に規定する変更の事実がある場合には、当会社は、その変更の事実について承認の請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、変更の事実が発生した場合において、危険増加がないと当会社が認めたときは、この規定を適用しません。
- (3)前項の規定は、当会社が同項の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)に規定する変更の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4)(2)の規定による解除が保険事故の発生後になされた場合であっても、第15条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5)(1)に規定する手続を怠った場合には、当会社は、同項に規定する変更の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から、当会社が変更の承認に係る請求書を受領するまでの間に生じた保険事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、危険増加がないと当会社が認めた場合は、この規定を適用しません。
- (6)前2項の規定は、(1)に規定する変更の事実に基づかず発生した保険事故による損害については適用しません。

第9条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第10条(損害の予防および当会社による調査)

- (1)被保険者は、保険事故の発生を予防するために、法令等に定められた義務の履行等の必要な措置を講じなければなりません。
- (2)当会社は、いつでも保険契約者または被保険者に対し、前項に規定する事項に係る調査を行い、その不備の改善を保険契約者または被保険者の自己の費用負担によって行うことを請求することができます。
- (3)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項の調査を拒んだ場合または請求に応じない場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)前項の規定は、同項に規定する拒否の事実があった時から1か月を経過した場合には適用しません。

第11条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第12条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第13条(重大事由による保険契約の解除)

- (1)当会社は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次に掲げるいずれかに該当すること。

- ア、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下本条において「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
- イ、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ、反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- エ、法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
- オ、その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- ④ 前3号に掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、前3号の事由がある場合と同程度に当会社のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- (2) 当会社は、被保険者が前項③に掲げるいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。
- (3) 前2項の規定による解除が保険事故の発生した後になされた場合であっても、第15条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)各号に掲げる事由または前項の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③に掲げるいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、前項の規定は、次の損害については適用しません。
- ① (1)③に掲げるいずれかに該当しない被保険者に生じた損害
- ② (1)③に掲げるいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

第14条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第15条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

第16条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

- (1) 第7条（告知義務）(1)の規定により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
- (2) 第8条（通知義務）(1)に規定する変更の事実が生じた場合において、変更前の保険料と変更後の保険料に差額が生じるときは、当会社は、次の各号の規定に従い、保険料を返還または請求します。
- ① 変更後の保険料が変更前の保険料より低くなるときは、変更前の保険料と変更後の保険料との差額について、既経過期間（1か月に満たない期間は1か月とします。）に対し月割をもって計算した保険料を差し引いて返還します。
- ② 変更後の保険料が変更前の保険料より高くなるときは、変更前の保険料と変更後の保険料との差額について、未経過期間（1か月に満たない期間は1か月とします。）に対し月割をもって計算した保険料を請求します。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または前項②の規定による追加保険料の支払を怠った場合（当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りま。）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)または(2)②の規定による追加保険料を請求する場合において、前項の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) 前項の規定は、第8条（通知義務）(1)に規定する変更の事実が生じた場合における、その変更の事実が生じた時より前に発生した保険事故による損害については適用しません。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が当会社に対して書面をもって保険契約の条件変更に係る承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、変更前の保険料と変更後の保険料に差額が生じるときは、当会社は、次の各号の規定に従い、保険料を返還または請求します。
- ① 変更後の保険料が変更前の保険料より低くなるときは、変更前の保険料と変更後の保険料との差額について、既経過期間（1か月に満たない期間は1か月とします。）に対し月割をもって計算した保険料を差し引いて返還します。
- ② 変更後の保険料が変更前の保険料より高くなるときは、変更前の保険料と変更後の保険料との差額について、未経過期間（1か月に満たない期間は1か月とします。）に対し月割をもって計算した保険料を請求します。
- (7) 前項②の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領取前に生じた保険事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される約款に従い、保険金を支払います。
- (8) (2)または(6)の規定にかかわらず、保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等の場合においては、当会社が別に定める方法により保険料を返還または請求することがあります。

第17条（保険料の返還－保険契約の無効、取消しまたは失効の場合）

- (1) 当会社は、第11条（保険契約の無効）または第12条（保険契約の取消し）の規定による保険契約の無効または取消しの場合には、保険料を返還しません。
- (2) 当会社は、保険契約が失効となる場合には、保険料から既経過期間（1か月に満たない期間は1か月とします。）に対し月割をもって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。ただし、保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等の場合において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

第18条（保険料の返還－保険契約解除の場合）

- (1) 第7条（告知義務）(2)、第8条（通知義務）(2)、第10条（損害の予防および当会社による調査）(3)、第13条（重大事由による保険契約の解除）(1)または第16条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し月割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第14条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間（1か月に満たない期間は1か月とします。）に対し月割によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等の場合において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

第19条（書類の閲覧および暫定保険料の精算）

- (1) 当会社は、保険期間中および保険期間終了後1年以内であれば、いつでも保険料を算出するために保険契約者または被保険者の書類等を閲覧することができます。
- (2) 保険契約者がこの保険契約の保険料を暫定保険料として払い込んだ場合（以下本条においてその保険契約を「暫定保険料契約」といいます。）には、保険契約者は、保険期間終了後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な書類等を当会社へ提出しなければなりません。
- (3) 前2項の規定による書類等に基づいて算出された確定保険料（保険証券記載の最低保険料に達しないときは最低保険料）と既に領収した暫定保険料との間に過不足がある場合には、当会社は、保険契約者に対してその差額を返還または請求します。
- (4) 前条（1）および第17条（保険料の返還－保険契約の無効、取消しまたは失効の場合）(2)の規定

にかかわらず、この保険契約が暫定保険料契約である場合において、第7条（告知義務）(2)、第8条（通知義務）(2)、第10条（損害の予防および当会社による調査）(3)、第13条（重大事由による保険契約の解除）(1)または第16条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により、当会社がこの保険契約を解除したときまたはこの保険契約が失効となるときには、当会社は、保険契約者に対して(1)および(2)の規定による書類等に基づいて算出された確定保険料と既に領収した暫定保険料との差額を返還または請求します。

(5) 前条(2)の規定にかかわらず、この保険契約が暫定保険料契約である場合において、第14条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除したときには、当会社は、保険契約者に対して(1)および(2)の規定による書類等に基づいて算出された確定保険料（保険証券記載の最低保険料に達しないときは最低保険料）と既に領収した暫定保険料との差額を返還または請求します。

第20条（事故の通知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したことを知った場合は、次の各号に掲げる事項を、遅滞なく、当会社へ書面で通知しなければなりません。
- ① 発生した事故の状況（日時・場所・被害者の住所・氏名等およびこれらの事項の証人となる者がある場合は、その者の住所・氏名）および損害の程度
- ② 損害賠償の請求を受けた場合はその内容
- ③ 重複保険契約の有無および内容（既に重複保険契約から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。）
- (2) 保険契約者または被保険者が損害賠償責任に関する訴訟を提起しようとする場合には、ただちに当会社へ通知のうえ、書面による当会社の承認を得なければならないものとし、損害賠償責任に関する訴訟を提起された場合には、ただちに当会社へ通知しなければなりません。損害賠償責任に関する仲裁、和解もしくは調停に付する旨とすることまたは申し出を受けた場合も同様とします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前2項の義務に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第21条（損害の発生および拡大の防止）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険事故が発生した場合は、これによる損害の発生および拡大の防止に努めることとし、かつ、そのために必要なすべての手段を講じなければなりません。
- (2) 前項の場合において、他人に損害の賠償請求または求償をすることができるときには、保険契約者または被保険者は、権利の保全または行使について必要な手続を行わなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者は、あらかじめ当会社の承認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認してはなりません。ただし、応急手当てまたは護送その他の緊急措置については、当会社の承認を得る必要はありません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前3項の義務に違反した場合には、当会社は、次の各号に掲げる金額を差し引いて保険金を支払います。
- ① (1)の規定に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
- ② (2)の規定に違反した場合は、他人に損害の賠償請求または求償をすることによって取得することができたと認められる額
- ③ 前項の規定に違反した場合は、被保険者に損害賠償責任がないと認められる額

第22条（保険事故処理の特則）

- (1) 当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で被保険者に対する損害賠償請求の解決にあたることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が、正当な理由がなく前項の協力に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第23条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の各号に規定する時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
- ① 損害賠償金に対する保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時
- ② 前号以外の保険金については、その損害が発生した時
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、保険証券に添えて次の各号に掲げる書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社へ提出しなければなりません。
- ① 保険金の請求書
- ② 損害賠償金に対する保険金の請求については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任およびその額を示す書類、ならびに損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
- ③ 前号以外の保険金の請求については、損害およびその額を証明する書類
- ④ その他当会社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定められたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、前項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合または前2項の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。
- (5) 保険金請求権（第2条（損害の範囲）(1)①に規定する損害賠償金に対する保険金請求権に限りま。）以下この項において同様とします。）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または差し押さえることはできません。ただし、第25条（保険金の支払方法および先取特権）(1)①または③の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- (6) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第24条（保険金の支払時期）

- (1) 当会社は、被保険者が前条(2)に規定する手続を完了した日（以下本条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な次の各号に掲げる事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由が発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ 前各号のほか、重複保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) 前項の確認をするため、次の各号に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日からその日を含めて次の各号に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① 前項①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。) 180日
- ② 前項①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60日
- ④ 前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- ⑤ 損害を受けた対象もしくは損害発生事由が特殊である場合(これらの調査にあたり、専門的な知見、方法、手続もしくは複数の専門機関による鑑定等が必要となる場合、または関係者との特別な調整が必要となる場合をいいます。)(または多数のものが同一事故により損害を受けた場合において、前項①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 180日
- (3)前項各号に掲げる特別な照会または調査を開始した後、同項各号に掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合には、当会社は、同項各号に掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。
- (4)前3項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含みます。)(には、これにより確認が遅延した期間については、前3項の期間に算入しないものとします。

第25条(保険金の支払方法および先取特権)

- (1)この保険契約で支払対象となる損害賠償金について、当会社は、次の各号の規定に従い、保険金を支払います。
- ① 被保険者から損害賠償請求者に対する損害の賠償が既に行われている場合は、当会社から被保険者に支払います。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- ② 被保険者から損害賠償請求者に対する損害の賠償が行われていない場合で、被保険者から指図があるときは、当会社から直接、損害賠償請求者に支払います。
- ③ 被保険者から損害賠償請求者に対する損害の賠償が行われていない場合で、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求者が承諾したときは、当会社から被保険者に支払います。ただし、損害賠償請求者が承諾した金額を限度とします。
- (2)前項の規定にかかわらず、損害賠償請求者は、損害賠償金に関する被保険者の保険金請求権について先取特権を有するものとし、これが行使された場合は、次の各号の規定に従い、保険金を支払います。
- ① 被保険者から損害賠償請求者に対する損害の賠償が行われていない場合で、損害賠償請求者が先取特権を行使したときは、当会社は、直接、損害賠償請求者に保険金を支払います。
- ② 損害賠償請求者に対して支払われる保険金とこの保険契約で支払対象となる費用について被保険者が当会社に対して請求することができる保険金の合計額が、第5条(保険金の支払額および保険金額)(2)に規定する保険金額を超える場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求者に対する保険金の支払を行うものとし、

第26条(重複保険契約がある場合の保険金の支払額)

重複保険契約がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約について単独別個に算出した支払うべき保険金または共済金の額(以下「支払責任額」といいます。)(の合計額が、損害の額を超えたときは、当会社は、次の算式によって算出した額(この保険契約に縮小支払割合の適用がある場合は、その割合を乗じて得た額とします。)(を保険金として支払います。

$$\text{支払保険金の額} = \frac{\text{重複保険契約がないものとして算出したこの保険契約の支払責任額}}{\text{単独別個に算出したそれぞれの保険契約または共済契約の支払責任額の合計額}} \times \frac{\text{損害の額(それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、最も低い免責金額を差し引いた額)}}$$

第27条(評価人および裁定人)

- (1)当会社が支払うべき保険金の額について、当会社と保険契約者または被保険者との間に争いが生じた場合は、その争いは、当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断に任せます。もし、評価人の間で意見が一致しない場合は、双方の評価人が選定する1名の裁定人が、これを裁定するものとします。
- (2)当事者は、自己の選定した評価人の費用(報酬を含みます。)(を各自負担し、その他の費用(裁定人に対する報酬を含みます。)(については、半額ずつこれを負担するものとし、

第28条(代位)

- (1)損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、次の各号に掲げる額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
- ② 前号以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2)前項②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3)保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)に規定する債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

第29条(保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1)この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2)前項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3)保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される約款に関する義務を負うものとし、

第30条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第31条(準拠法)

この保険契約に適用される約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

賠償責任保険(企業用)追加特約

第1条(特約の適用)

この特約は、賠償責任保険(企業用)普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)(に適用します。

第2条(用語の定義)

この保険契約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次の各号に定めるところによります。

- ① 環境汚染
流出、溢出ししくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壤中、大気中または海・河川・湖沼・地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ他人の身体の障害または財物の損壊が発生したまたは発生するおそれがある状態をいいます。
- ② 汚染物質
固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた刺激物質または汚濁物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質、石油物質および廃棄物等を含みます。また、廃棄物には再生利用される物質を含みます。

- ③ 汚染物質の処理費用
環境汚染が発生した場合において、流出、溢出ししくは漏出し、または排出された汚染物質の調査、拡散防止、採取回収、焼却処理、沈降処理、覆土処理、客土処理、密閉処理、乳分化処理または中和処理等に要する費用をいいます。
- ④ 専門職業務
次に掲げる業務をいいます。

- ア. 人または動物に対する診療、治療、看護、介護、疾病の予防、助産または死体の検案等
- イ. 医薬品もしくは医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示等
- ウ. 身体の理容、美容、エステティックその他これらと類似の行為
- エ. 按摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師等がその資格に基づいて行う仕事
- オ. 弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、行政書士、弁理士、建築士、土地家屋調査士、測量士等がその資格に基づいて行う仕事
- カ. 所定の資格を有しない者が行うアからオまでに規定する業務
- ⑤ コンピュータシステム
情報の保存、処理、アクセス、送信または受信に使用される電子ハードウェア、ソフトウェアまたはそれらを構成するものをいいます。
- ⑥ 電子データ
コンピュータソフトウェア(システムおよびアプリケーションのソフトウェアをいい、ハードディスクまたはフロッピーディスク、CD-ROM、テープ、ドライブ、セル、データ処理装置、その他の電子制御装置と共に使用される媒体を含みます。)(に保存、生成、使用または送受信される情報、事実、プログラムをいいます。

⑦ 個人情報

個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

ア. 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、「個人識別符号」を除きます。)(により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものとなるものを含みます。)(。なお、電磁的記録とは、電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいいます。)(で作られる記録をいいます。

- イ. 「個人識別符号」が含まれるもの。『個人識別符号』とは、次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号をいいます。
- (ア) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの
- (イ) 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者もしくは購入者または発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができるもの

⑧ 企業情報

被保険者が被保険者の事業に関わり所有、使用または管理する情報をいいます(ただし、個人情報を除きます。)(。

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1)当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 核燃料物質(使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。)(もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)(の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- ② 前号以外の放射線照射または放射能汚染
- ③ 普通約款第6条(保険金を支払わない場合)(1)②、③および前2号の事由に随伴して生じた損害またはこれらに伴う秩序の混乱
- ④ 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発がん性およびその他の有害な特性
- ⑤ 環境汚染。ただし、汚染物質が不測かつ突発的に流出、溢出ししくは漏出し、または排出された場合は、この規定を適用しません。
- ⑥ 汚染物質の処理費用の支出(被保険者が支出したと否とを問いません。)(
- ⑦ 専門職業務の遂行
- (2)当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由によって被保険者が損害賠償請求者に対して支払うべき損害賠償金(裁判所により支払を命じられた訴訟費用および判決日までの遅延損害金を含みます。)(に対しては、保険金を支払いません。
- ア. 個人情報および企業情報へのアクセスまたはこれらの開示
- イ. コンピュータシステムまたは電子データの消失、使用不能、損傷、破損、アクセス不能もしくは操作不能
- (3)この保険契約に基づく補償の提供、保険金の支払または便宜の提供によって、当会社または当会社の親会社もしくは最終的支配会社が、国際連合決議による制裁、禁止もしくは制限、または日本国、ヨーロッパ連合(EU)もしくはアメリカ合衆国の通商・経済制裁に関する法令もしくは規則に抵触する場合は、当会社は、当該補償を提供していないものとし、この保険契約に基づく当該保険金の支払または当該便宜の提供を行う義務を負わないものとします。

第4条(保険金を支払わない場合の適用除外)

当会社は、前条(2)に規定する事由によって生じた他人の身体の障害または財物の損壊(紛失または盗取・詐取を含みます。)(による損害に対しては、前条(2)の規定を適用しません。

第5条(賠償請求訴訟の地)

この保険契約において、被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合は、当会社は、保険金を支払いません。

第6条(損害防止費用の読み替え)

普通約款第2条(損害の範囲)(1)③の規定は、次のとおり読み替えて適用します。

- 「
- ③ 損害防止費用
第21条(損害の発生および拡大の防止)(1)に規定する損害の発生および拡大の防止を目的とした応急措置のために被保険者が支出した費用のうち、当会社が必要または有益と認めた費用をいいます。ただし、いかなる場合も回収措置を講じるために要した費用を除きます。
- 」

第7条(普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される特別約款および他の特約の規定を適用します。

施設所有(管理)者特別約款

第1条(当会社の支払責任)

当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険(企業用)普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)(第1条(当会社の支払責任)の損害は、保険適用地域内で発生した次の各号に掲げる事故による損害に限り、

- ① 被保険者が所有、使用または管理する施設に起因する事故
- ② 仕事の遂行に起因する事故

第2条(用語の定義)

この特別約款において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところにより

ます。

- ① 施設
保険証券に記載された不動産または動産をいいます。
- ② 仕事
施設の用法に伴う保険証券に記載された仕事をいいます。
- ③ 自動車
原動機を用い、かつ軌道または架線を用いなくて運行する車(これに付属する機械または装置を含みます。)をいい、原動機付自転車を含みます。ただし、身体障害者用の車いすおよび歩行補助車を除きます。
- ④ 車両
次に掲げるものを除く車両をいいます。
 - ア. 自動車
 - イ. 身体障害者用の車いす
 - ウ. 歩行補助車
- ⑤ 公共水域
海、河川、湖沼、運河その他の公共の水流および水面をいいます。
- ⑥ 石油物質
次に掲げるものをいいます。
 - ア. 原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ビッチ、タール等の石油類
 - イ. アに掲げる石油類より誘導される化成品類
 - ウ. アまたはイの物質を含む混合物、廃棄物および残渣

第3条(保険金を支払わない場合)

- (1)当会社は、直接であると間接であるを問わず、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 給排水設備、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による財物の損壊
 - ② 屋根、扉、窓、通風筒、壁面等の瑕疵により、これから入る雨または雪等による財物の損壊
- (2)当会社は、被保険者が次の各号に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 施設の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任
 - ② 航空機、昇降機、自動車もしくは銃器の所有、使用または管理に起因する賠償責任
 - ③ 施設外における船、車両(船および車両は、原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
 - ④ 施設から公共水域への石油物質の流出による漁獲高の減少または漁獲物の品質の低下に起因する賠償責任
 - ⑤ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
 - ⑥ 仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し)または放棄の後の仕事の結果に起因して負担する賠償責任(被保険者が、仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置または資材は仕事の結果とはみなしません。)

第4条(普通約款との関係)

この特約に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

漏水危険担保特約

第1条(特約の適用)

この特約は、施設所有(管理)者特別約款(以下「特別約款」といいます。)が付帯された保険契約に適用します。

第2条(当会社の支払責任)

当会社は、この特約により、特別約款第3条(保険金を支払わない場合)(1)①の規定にかかわらず、給排水設備、冷暖房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用もしくは家事用器具からの蒸気、水の漏出、溢出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢出による財物の損壊に起因する損害に対して、保険金を支払います。

第3条(普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険(企業用)普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

構内専用車危険担保特約

第1条(特約の適用)

この特約は、施設所有(管理)者特別約款(以下「特別約款」といいます。)が付帯された保険契約に適用します。

第2条(当会社の支払責任)

- (1)この特約において、当会社は、施設内で被保険者が所有、使用または管理する構内専用車に起因する損害に対して、保険金を支払います。この場合において、構内専用車については、特別約款第3条(保険金を支払わない場合)(2)②の規定を適用しません。
- (2)この特約において、構内専用車とは、もっぱら施設内において人または物の運搬・移動その他の作業を行うことを主たる用途または機能とする保険証券記載の自動車をいいます。ただし、車両登録をしているタンパーを除きます。

第3条(保険金の支払額および保険金額)

この特約に基づき当会社が支払うべき保険金について、賠償責任保険(企業用)普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第5条(保険金の支払額および保険金額)(2)および(3)において適用する保険金額は、保険証券記載のこの特約の保険金額とします。

第4条(自動車保険契約等との関係)

- (1)普通約款第26条(重複保険契約がある場合の保険金の支払額)の規定にかかわらず、第2条(当会社の支払責任)(1)の規定により当会社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、構内専用車について自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険契約(責任共済を含みます。以下「自賠償保険契約」といいます。)を締結すべきときもしくは締結しているとき、または自動車保険契約(共済契約を含みます。以下「自動車保険契約」といいます。)を締結しているときは、当会社は、損害の額がその自賠償保険契約および自動車保険契約により支払われるべき金額(自動車保険契約において設定されている免責金額により控除された額を加算した額とします。以下「自動車保険等保険金」といいます。)を超過する場合に限り、その超過額に対して保険金を支払います。
- (2)前項の場合において、当会社は、保険証券記載の免責金額または自動車保険等保険金の額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通約款第5条(保険金の支払額および保険金額)(1)の規定を適用します。

第5条(普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款、特別約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

ヨット・モーターボート特約

第1条(特約の適用)

この特約は、施設所有(管理)者特別約款(以下「特別約款」といいます。)が付帯された保険契約に適用します。

第2条(当会社の支払責任)

当会社は、この特約により、被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載のヨット・モーターボート(以下「ヨット・モーターボート」といいます。)(1)に起因する損害に対して、保険金を支払います。この場合において、ヨット・モーターボートについては、特別約款第3条(保険金を支払わない場合)(2)③の規定を適用しません。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、被保険者が次の各号に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① ヨット・モーターボートの搭乗者またはヨット・モーターボートにより牽引される人の身体の障害に起因する賠償責任
- ② ヨット・モーターボートの積載物またはヨット・モーターボートにより牽引される財物の損壊に起因する賠償責任
- ③ 次の事故に起因する賠償責任
 - ア. 法令に定められた運転資格を持たないで、または酒に酔って、もしくは麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないうおそれがある状態でヨット・モーターボートを使用している間に生じた事故
 - イ. ヨット・モーターボートの競技に出場中に生じた事故

第4条(普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険(企業用)普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

無償飲食物危険担保特約

第1条(特約の適用)

この特約は、施設所有(管理)者特別約款(以下「特別約款」といいます。)が付帯された保険契約に適用します。

第2条(当会社の支払責任)

この特約において、当会社は、施設内で、または仕事の遂行に伴って、被保険者が無償で提供する飲食物(施設で行われる営業のために、付随的に提供され、被保険者の占有を離れた飲食物をいいます。)(1)に起因する他人の身体の障害または財物の損壊(以下あわせて「対象事故」といいます。)(2)による損害に対して、保険金を支払います。この場合において、この飲食物による損害については、特別約款第3条(保険金を支払わない場合)(2)⑥の規定を適用しません。

第3条(保険金の支払額および保険金額)

この特約に基づき当会社が支払うべき保険金について、賠償責任保険(企業用)普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第5条(保険金の支払額および保険金額)(2)および(3)において適用する保険金額は、保険期間を通じて、保険証券記載の1事故保険金額とします。

第4条(保険金を支払わない場合)

- (1)当会社は、直接であると間接であるを問わず、第2条(当会社の支払責任)に規定する損害について、回収措置(飲食物に起因して対象事故が発生した場合またはそのおそれがある場合において、対象事故の拡大または同種の原因による他の身体の障害もしくは財物の損壊の発生を防止するために行う飲食物の回収、検査、交換、廃棄またはその他の適切な措置をいいます。)を講じるために要した費用に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。
- (2)当会社は、直接であると間接であるを問わず、第2条(当会社の支払責任)に規定する損害について、被保険者が次の各号に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して提供した飲食物に起因する賠償責任
 - ② 提供した飲食物の瑕疵に起因するその飲食物に発生した財物の損壊に対して負担する賠償責任
 - ③ 飲食物が被保険者の意図する効能または性能を発揮できないことに起因する賠償責任
 - ④ 被保険者が廃棄または遺棄した飲食物に起因する賠償責任
 - ⑤ 賞味期限・消費期限を経過した飲食物に起因する賠償責任
 - ⑥ 飲食物が成分または原材料等として使用された財物の損壊に起因する賠償責任

第5条(普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款、特別約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

選挙事務所特約

第1条(特約の適用)

この特約は、施設所有(管理)者特別約款(以下「特別約款」といいます。)が付帯された保険契約に適用します。

第2条(仕事の範囲)

この特約において、特別約款第2条(用語の定義)②に規定する「仕事」とは、被保険者が行う選挙運動をいい、次の各号に掲げるものを含みます。

- ① ポスター、立札その他看板類の設置および撤去
- ② 個人演説会等の会場の準備および片付け

第3条(被保険者の範囲)

この特約において、被保険者とは次の各号に掲げる者をいいます。

- ① 保険証券記載の被保険者
- ② 候補者
- ③ 候補者後援団体
- ④ 選挙運動に従事する者のうち選挙管理委員会に届出された者
- ⑤ 前4号に規定する者より指揮または命令を受けて選挙運動に従事中的者

第4条(管理下財物の範囲)

当会社は、被保険者が仕事を遂行するために一時的に使用または管理する次の各号に掲げる他人の財物については、賠償責任保険(企業用)普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第6条(保険金を支払わない場合)(2)②の規定を適用しません。

- ① 個人演説会等のために一時的に借用する不動産(施設を除きます。以下「借用施設」といいます。)
- ② 借用施設内に備え付けられている什器・備品(以下「借用施設内動産」といいます。)

第5条(保険金を支払わない場合)

当会社は、被保険者が次の各号に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 借用施設または借用施設内動産の使用不能に起因する賠償責任
- ② 被保険者および選挙運動に従事する者(ボランティアを含みます。)(3)が、選挙運動に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ③ 借用施設または借用施設内動産について、損害発生時に直接作業が加えられていた部分の損壊に起因する賠償責任

第6条(普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款、特別約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

昇降機特別約款	
第1条(当会社の支払責任) 当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険(企業用)普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(当会社の支払責任)の損害は、被保険者が所有、使用または管理する保険証券に記載された昇降機に起因して、保険適用地域内で発生した事故による損害に限りします。 第2条(普通約款の規定の適用除外) 普通約款第6条(保険金を支払わない場合)(2)②の規定は、昇降機に積載した他人の財物については適用しません。 第3条(保険金を支払わない場合) 当会社は、被保険者が次の各号に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。 ① 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反したことに起因する賠償責任 ② 昇降機の修理、改造、取外し等の工事に起因する賠償責任 第4条(普通約款との関係) この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。	浄等を行うことを目的として仮設施設内にある財物 ウ、被保険者によって、または被保険者のために行われる仕事に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他道具類 エ、被保険者によって、または被保険者のために行われる仕事に使用される材料、資材、装置その他部品類(完成引渡しを要する仕事の目的物を構成するものをいい、仕掛中のものを含みます。) オ、被保険者の仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分 ⑤ 仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し)または放棄の後の仕事の結果に起因して負担する賠償責任(被保険者が、仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材は仕事の結果とはみなしません。) ⑥ 被保険者の占有を離れ仮設施設外にある財物に起因する賠償責任 ⑦ 塵埃または騒音に起因する賠償責任 第5条(自動車保険契約等との関係) (1)普通約款第26条(重複保険契約がある場合の保険金の支払額)の規定にかかわらず、建設用工作車の所有、使用または管理に起因して当会社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その建設用工作車について自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)に基づく責任保険契約(責任共済を含みます。以下「自賠責保険契約」といいます。)を締結すべきときもしくは締結しているとき、または自動車保険契約(共済契約を含みます。以下「自動車保険契約」といいます。)を締結しているときは、当会社は、損害の額がその自賠責保険契約および自動車保険契約により支払われるべき金額(自動車保険契約において設定されている免責金額により控除された額を加算した額とします。以下「自動車保険等保険金」といいます。)を超過する場合に限り、その超過額に対して保険金を支払います。 (2)前項の場合において、当会社は、保険証券記載の免責金額または自動車保険等保険金の額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通約款第5条(保険金の支払額および保険金額(1))の規定を適用します。 第6条(通知) この保険契約が対象となる請負契約等を特定して有期契約として締結されている場合で保険期間内に仕事が終わらないときは、保険契約者または被保険者は、仕事が終わらない理由および終了予定日を、遅滞なく、書面により当会社に通知しなければなりません。この場合において、保険期間は、仕事の終了または放棄の時まで自動的に延長されるものとします。ただし、正当な理由がなくその通知が行われなかった場合、もしくは遅滞した場合または当会社が別段の意思表示をした場合は、この規定を適用しません。 第7条(普通保険約款の規定の適用除外) 当会社は、普通約款第6条(保険金を支払わない場合)(2)②の規定は、適用しません。 第8条(普通約款との関係) この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。
複数特別約款共通保険金額特約	
第1条(特約の適用) この特約は、施設所有(管理)者特別約款(以下「施設特別約款」といいます。)および昇降機特別約款が付帯された保険契約に適用します。 第2条(共通保険金額の適用) この保険契約において、1事故で施設特別約款および昇降機特別約款の対象となる損害が発生した場合において、当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険(企業用)普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第5条(保険金の支払額および保険金額(2)および(3)の保険金額は、普通約款第2条(損害の範囲(1)②に規定する争訟費用および⑤に規定する協力費用を除き、施設特別約款および昇降機特別約款の対象となる他の損害の額に対する保険金を合算して、保険証券記載の施設特別約款の保険金額を限度とします。ただし、いかなる場合も、各特別約款の対象とする他の損害の額に対する保険金については、その特別約款の保険金額を限度とします。 第3条(普通約款等との関係) この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款、施設特別約款、昇降機特別約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。	
請負業者特別約款	
第1条(当会社の支払責任) 当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険(企業用)普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(当会社の支払責任)の損害は、保険適用地域内で発生した次の各号に掲げる事故による損害に限りします。 ① 仕事の遂行に起因する事故 ② 仮設施設に起因する事故 第2条(被保険者の範囲) この特別約款において、被保険者とは次の各号に掲げる者をいいます。 ① 保険証券に記名された被保険者 ② 下請負人 第3条(用語の定義) この特別約款において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。 ① 仕事 保険証券の仕事の内容欄に記載された前条①に規定する被保険者の仕事をいいます。 ② 仮設施設 仕事の遂行のために被保険者が所有、使用または管理する施設(臨時に設置される事務所、資材置場、飯場等の仮設物をいい、敷地内における動産および不動産を含みます。)をいいます。なお、この保険契約が対象となる請負契約等を特定して有期契約として締結されている場合は、保険証券に記載された施設をいいます。 ③ 工事場 仕事をを行っている場所で、不特定多数の人または船が出入りすることを禁止されている場所をいい、仮設施設を含みます。 ④ 下請負人 前条①に規定する被保険者と締結された下請契約に基づき仕事(工事)を遂行する請負人(数次の請負の場合における請負人を含みます。)をいい、警備、交通誘導を主たる業務とする者を除きます。 ⑤ 自動車 原動機を用い、かつ軌道または架線を用いなくて運行する車(これに付属する機械または装置を含みます。)をいい、原動機付自転車を含みます。ただし、身体障害者用の車いすおよび歩行補助車を除きます。 ⑥ 建設用工作車 工事場内にある自動車のうち、建設工事等の作業を行うことを主たる用途または機能とする自動車をいいます。ただし、車両登録をしているダンプカーを除きます。 第4条(保険金を支払わない場合) (1)当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。 ① 被保険者が行う地下工事、基礎工事または土地の掘削工事(他の工事の一部としてまたは他の工事に付随して行われるこれらの工事を含みます。)に伴って生じた次に掲げる財物の損壊または事由 ア、土地の沈下・隆起・移動・振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物・その収容物もしくは付属物・植物または土地の損壊 イ、土地の軟弱化もしくは土地の流出・流入に起因する地上の構築物(基礎および付属物を含みます。)、その収容物もしくは土地の損壊 ウ、地下水の増減 ② 仮設施設の屋根、扉、窓、通風筒、壁面等の破綻により、これからか入る雨または雪等による財物の損壊 (2)当会社は、被保険者が次の各号に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。 ① 仕事に従事中に被保険者またはその使用人が被った身体の障害に起因する賠償責任 ② 航空機または自動車(建設用工作車を除きます。)の所有、使用もしくは管理(貨物の積込みまたは積卸し作業を除きます。)(に起因する賠償責任 ③ 船(原動力がもっぱら人力で動かすものを除きます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任。ただし、次に掲げるものを除きます。 ア、工事場内において直接工事に使用されている間(航行を伴う場合を除きます。)の船 イ、工事場内で繫留または接岸されている間(繫留または接岸・離岸作業中を除きます。)の船 ④ 次に掲げる財物の損壊について負担する賠償責任 ア、被保険者が借用(リースを含みます。以下同様とします。)または保管(現実にもしくは実質的に占有する状態を含みます。以下同様とします。)する財物 イ、被保険者によって、または被保険者のために販売もしくは組立、加工、修理、点検、洗	作業対象物損壊担保特約 第1条(特約の適用) この特約は、請負業者特別約款(以下「特別約款」といいます。)が付帯された保険契約に適用します。 第2条(当会社の支払責任) この特約において、当会社は、特別約款第4条(保険金を支払わない場合)(2)④オの規定にかかわらず、工事場内における被保険者の仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分(他人が所有するものに限ります。以下「作業対象物」といいます。)の損壊に起因する損害に対して、保険金を支払います。なお、この場合における作業対象物については、同号アおよびエの規定を適用しません。 第3条(保険金の支払額および保険金額) (1)この特約に基づき当会社が保険金を支払うべき損害について、賠償責任保険(企業用)普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第5条(保険金の支払額および保険金額(1))において適用する免責金額は、保険証券記載の対物欄の免責金額とします。ただし、1事故において、この特約に基づき当会社が保険金を支払うべき損害以外に特別約款第1条(当会社の支払責任)の対象となる損害が発生した場合には、その損害に対して免責金額を優先して適用し、この特約に基づき保険金を支払うべき損害に対して免責金額の重複適用は行いません。 (2)この特約に基づき当会社が支払うべき保険金について、普通約款第5条(保険金の支払額および保険金額(2)および(3))において適用する保険金額は、保険期間を通じて500万円とします。ただし、いかなる場合も特別約款第1条(当会社の支払責任)の対象となる他の損害に対する保険金の額を合算して、保険証券記載の保険金額を限度とします。 第4条(保険金を支払わない場合) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。 ① 被保険者の行う作業によって通常避けることのできない変色、摩耗、縮み、品質劣化等 ② 被保険者の行う通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工の拙劣または仕上不良等 第5条(普通約款等との関係) この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款、特別約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。
作業対象物損壊担保特約(増額型)	
第1条(特約の適用) この特約は、請負業者特別約款(以下「特別約款」といいます。)が付帯された保険契約に適用します。 第2条(当会社の支払責任) この特約において、当会社は、特別約款第4条(保険金を支払わない場合)(2)④オの規定にかかわらず、工事場内における被保険者の仕事の対象物のうち、損害発生時に直接作業が加えられていた部分(他人が所有するものに限ります。以下「作業対象物」といいます。)の損壊に起因する損害に対して、保険金を支払います。なお、この場合における作業対象物については、同号アおよびエの規定を適用しません。 第3条(保険金の支払額および保険金額) (1)この特約に基づき当会社が保険金を支払うべき損害について、賠償責任保険(企業用)普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第5条(保険金の支払額および保険金額(1))において適用する免責金額は、保険証券記載の対物欄の免責金額とします。ただし、1事故において、この特約に基づき当会社が保険金を支払うべき損害以外に特別約款第1条(当会社の支払責任)の対象となる損害が発生した場合には、その損害に対して免責金額を優先して適用し、この特約に基づき保険金を支払うべき損害に対して免責金額の重複適用は行いません。 (2)この特約に基づき当会社が支払うべき保険金について、普通約款第5条(保険金の支払額および保険金額(2)および(3))において適用する保険金額は、保険期間を通じて、保険証券記載の保険金額または3億円のいずれか低い額とします。ただし、いかなる場合も特別約款第1条(当会社の支払責任)の対象となる他の損害に対する保険金の額を合算して、保険証券記載の保険金額を限度とします。 第4条(保険金を支払わない場合) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。 ① 被保険者の行う作業によって通常避けることのできない変色、摩耗、縮み、品質劣化等 ② 被保険者の行う通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工の拙劣または仕上不良等	

第5条(普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款、特別約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

リース・レンタル建設用工作車特約

第1条(特約の適用)

この特約は、請負業者特別約款(以下「特別約款」といいます。)(が)付帯された保険契約に適用します。

第2条(普通約款等の規定の適用除外)

当会社は、リース・レンタル建設用工作車の損壊または盗取もしくは詐取(以下「盗取・詐取」といいます。)(については、被保険者(この特約においては、特別約款第2条(当会社の支払責任)①に規定する被保険者をいいます。以下同様とします。)(が)そのリース・レンタル建設用工作車について正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任に関するかぎりにおいて、特別約款第4条(保険金を支払わない場合)(2)④(アおよびウの規定を適用しません。

第3条(用語の定義)

この特約において、リース・レンタル建設用工作車とは、工事場内にある自動車のうち、建設工事等の作業を行うことを主たる用途または機能とする自動車(車両登録されたダンプカーを除きます。)(をいい、被保険者が仕事(工事)で使用するためにリースまたはレンタル契約により賃借するものをいいます。ただし、もっぱら特定の請負契約に基づく仕事(工事)に使用するために賃借する場合を除き、1年以内の賃借に限りします。

第4条(保険金の支払額および保険金額)

- (1) この特約に基づき当会社が保険金を支払うべき損害について、当会社は、賠償責任保険(企業用)普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)(第5条(保険金の支払額および保険金額(1)の規定を次のとおり適用します。
- ① この特約に基づいてのみ当会社が保険金を支払うべき損害が発生した場合
- 普通約款第5条(1)において適用する免責金額は、保険証券記載の対物欄の免責金額(5万円に満たない場合は5万円とします。)(とします。
- ② この特約に基づき当会社が保険金を支払うべき損害以外に、特別約款第1条(当会社の支払責任)の対象となる損害が発生した場合
- 特別約款第1条の対象となる損害について、普通約款第5条(1)において適用する免責金額は、保険証券記載の対物欄の免責金額とします。ただし、この特約に基づき保険金を支払うべき損害については、保険証券記載の対物欄の免責金額が5万円に満たない場合は、この免責金額と5万円との差額を免責金額として、この特約に基づき保険金を支払うべき損害に対して適用します。
- (2) この特約に基づき当会社が支払うべき保険金について、普通約款第5条(保険金の支払額および保険金額(2)および(3)において適用する保険金額は、保険期間を通じて500万円とします。ただし、いかなる場合も特別約款第1条(当会社の支払責任)の対象となる他の損害に対する保険金の額を合算して、保険証券記載の保険金額を限度とします。
- (3) この特約において、当会社が保険金を支払うべき普通約款第2条(損害の範囲)(1)①の損害賠償金の額は、リース・レンタル建設用工作車の損壊、紛失または盗取・詐取が発生した地および時において、もしその被害を受けていなければ有したであろう価額を超えないものとしします。

第5条(保険金を支払わない場合)

- (1) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、リース・レンタル建設用工作車について、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下この号において同様とします。)(または被保険者の代理人、使用人、下請負人もしくは同居の親族が行い、または加担した盗取・詐取
- ② 原因を問わず、自然発火または自然爆発したリース・レンタル建設用工作車自体の損壊
- ③ 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等による損壊
- ④ 被保険者またはその下請負人が行う組立、加工、修理、据付け、保守、点検、清掃、洗浄、調整または交換等の作業により生じた損壊
- ⑤ リース・レンタル建設用工作車について、貸主に引き渡された後に発見された損壊
- ⑥ 偶然な外来の事故によらない電氣的または機械的な原因により生じた損壊
- ⑦ よごれ、しみ、焦げ、かき傷、すり傷、欠け傷、摩損などの外観上の損壊であって、リース・レンタル建設用工作車が本来有する機能または用途を阻害することのない損壊
- ⑧ 潤滑油・燃料等の運転資材、電球等の管球類、キャタピラ・タイヤ等の移動するための部品などの消耗品または消耗材に単独に生じた損壊
- ⑨ リース・レンタル建設用工作車を構成する部品の紛失または盗取・詐取
- (2) 当会社は、被保険者がリース・レンタル建設用工作車の使用不能に起因する賠償責任(収益減少に基づく賠償責任を含みます。)(を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条(普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款、特別約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

重複保険規定不適用特約

第1条(特約の適用)

この特約は、請負業者特別約款(以下「特別約款」といいます。)(が)付帯された保険契約に適用します。

第2条(重複保険契約規定の不適用)

- (1) この特約で規定する重複保険契約がある場合において、次の各号に掲げるすべてに該当するときは、当会社は、賠償責任保険(企業用)普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)(第26条(重複保険契約がある場合の保険金の支払額)の規定を適用しません。
- ① 工事場における仕事の遂行または工事場の所有、使用もしくは管理に起因して他人の身体の障害または財物の損壊が発生したこと。
- ② 被保険者および元請負人等に対する損害賠償請求の額が1事故につき500万円以下であること。
- ③ ①に掲げる他人の身体の障害または財物の損壊について、この特約で規定する元請重複保険契約の保険者に対して保険金または共済金の請求をしていないこと。
- ④ 被保険者(特別約款第2条(被保険者の範囲)①に規定する被保険者とします。)(3)①および②において同様とします。)(がこの特約の適用について同意していること。
- (2) この保険契約に、作業対象物損壊担保特約または作業対象物損壊担保特約(増額型)が付帯されている場合には、これらの特約によって支払対象となる損害についても、前項の規定を適用します。
- (3) この特約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。
- ① 元請重複保険契約
- 重複保険契約のうち、元請負人等を保険契約者とする保険契約をいいます。
- ② 元請負人等
- 次に掲げる者をいいます。
- ア. 被保険者が行う仕事(工事)の元請負人
- イ. 仕事(工事)が数次の請負である場合において、アに掲げる元請負人と締結された下請契約に基づき仕事(工事)を遂行する請負人のうち、被保険者より上位に位置する者

第3条(求償権の不行使)

前条の規定に基づき当会社が保険金を支払った場合、当会社は、この特約で規定する元請重

複保険契約またはその保険契約もしくは共済契約の被保険者への求償権を行使しないものとしします。

第4条(普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款、特別約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

交差責任担保特約(請負用・A)

第1条(特約の適用)

この特約は、請負業者特別約款(以下「特別約款」といいます。)(が)付帯された保険契約に適用します。

第2条(被保険者の範囲)

この保険契約においては、特別約款第2条(被保険者の範囲)に規定する被保険者のほか、発注者グループを被保険者に含みます。

第3条(用語の定義)

この保険契約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。

- ① 発注者グループ
- 特別約款第2条(被保険者の範囲)①に規定する被保険者が元請負人となる場合における仕事の発注者をいいます。この場合において、発注者が国、地方公共団体もしくはこれらの機関またはこれらに準ずる法人であるときは、発注業務を担当する者を含みます。
- ② 請負業者グループ
- 前号に規定する発注者グループから直接仕事を請け負う保険証券に記名された被保険者およびその下請負人をいいます。

第4条(被保険者相互間の関係)

当会社は、この保険契約において、発注者グループに属する被保険者および請負業者グループに属する被保険者については、各グループ間においては個別にこれを適用し、それぞれ互いに他人とみなします。

第5条(保険金の支払額および保険金額)

当会社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても保険証券記載の保険金額を限度とします。

第6条(保険金を支払わない場合)

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の各号に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 同一グループに属する被保険者相互間の賠償責任
- ② 発注者グループに属する被保険者が、請負業者グループに属する被保険者に対して負担する賠償責任

第7条(普通約款等の規定の適用除外)

当会社は、発注者グループに属する被保険者が被った身体の障害については、賠償責任保険(企業用)普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)(第6条(保険金を支払わない場合)(2)④および特別約款第4条(保険金を支払わない場合)(2)①の規定は適用しません。

第8条(普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款、特別約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

交差責任担保特約(請負用・B)

第1条(特約の適用)

この特約は、請負業者特別約款(以下「特別約款」といいます。)(が)付帯された保険契約に適用します。

第2条(被保険者の範囲)

この保険契約においては、特別約款第2条(被保険者の範囲)に規定する被保険者のほか、発注者グループを被保険者に含みます。

第3条(用語の定義)

この保険契約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。

- ① 発注者グループ
- 特別約款第2条(被保険者の範囲)①に規定する被保険者が元請負人となる場合における仕事の発注者をいいます。この場合において、発注者が国、地方公共団体もしくはこれらの機関またはこれらに準ずる法人であるときは、発注業務を担当する者を含みます。
- ② 請負業者グループ
- 前号に規定する発注者グループから直接仕事を請け負う保険証券に記名された被保険者およびその下請負人をいいます。

第4条(被保険者相互間の関係)

当会社は、この保険契約において、発注者グループに属する被保険者および請負業者グループに属する被保険者については、各グループ間においては個別にこれを適用し、それぞれ互いに他人とみなします。

第5条(保険金の支払額および保険金額)

当会社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても保険証券記載の保険金額を限度とします。

第6条(保険金を支払わない場合)

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の各号に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 同一グループに属する被保険者相互間の賠償責任
- ② 特別約款第2条(被保険者の範囲)①に規定する被保険者が所有する財物の損壊について負担する賠償責任

第7条(普通約款等の規定の適用除外)

当会社は、発注者グループに属する被保険者が被った身体の障害については、賠償責任保険(企業用)普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)(第6条(保険金を支払わない場合)(2)④および特別約款第4条(保険金を支払わない場合)(2)①の規定は適用しません。

第8条(普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款、特別約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

撮影業者に関する特約

第1条(特約の適用)

この特約は、請負業者特別約款(以下「特別約款」といいます。)(が)付帯された保険契約に適用します。

第2条(当会社の支払責任)

- (1) この特約において、当会社は、撮影管理財物の損壊について、被保険者がその撮影管理財物について正当な権利を有する者に対する賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。この場合において、撮影管理財物の損壊については、特別約款第4条(保険金を支払わない場合)(2)④(アおよびオの規定を適用しません。
- (2) この特約において、撮影管理財物とは、被保険者が撮影のために一時的に借用・占有する不動産または区域およびこれらに通常備え付けられている設備・什器・備品をいい、撮影のために撮影現場外から一時的に持ち込まれる財物は除きます。

第3条(保険金の支払額および保険金額)

この特約に基づき当会社が支払うべき保険金について、賠償責任保険(企業用)普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第5条(保険金の支払額および保険金額)(2)および(3)において適用する保険金額は、保険期間を通じて500万円とします。ただし、いかなる場合も特別約款第1条(当会社の支払責任)の対象となる他の損害に対する保険金の額を合算して、保険証券記載の保険金額を限度とします。

第4条(保険金を支払わない場合)

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が撮影管理財物の使用不能に起因する賠償責任(収益減少に基づく賠償責任を含みます。)を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条(普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款、特別約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

地下埋設物損壊不担保特約

第1条(特約の適用)

この特約は、請負業者特別約款(以下「特別約款」といいます。)が付帯された保険契約に適用します。

第2条(保険金を支払わない場合)

当会社は、特別約款第1条(当会社の支払責任)の規定にかかわらず、上・下水道管、ガス管、電線、電話線等で地下に埋設されている財物の損壊に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条(普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険(企業用)普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

ビルメンテナンス受託物損害担保特約

第1条(特約の適用)

この特約は、請負業者特別約款(以下「特別約款」といいます。)が付帯された保険契約に適用します。

第2条(当会社の支払責任)

この特約において、当会社は、賠償責任保険(企業用)普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(当会社の支払責任)および同第6条(保険金を支払わない場合)(2)②の規定にかかわらず、ビルメンテナンス契約書に基づき行う業務の遂行により生じたビルメンテナンス受託物の損壊、紛失または盗取もしくは詐取(以下「盗取・詐取」といいます。)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第3条(用語の定義)

この特約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。

- ① ビルメンテナンス業務
被保険者が日本国内で行うビル等の建物を対象とした清掃、保守、機器の運転その他維持管理の業務をいい、ハウスクリーニング(個人用住宅における清掃業務等をいいます。)を除きます。
- ② ビルメンテナンス契約書
ビルメンテナンス業務を行うことを約した契約書をいい、付属する計画書または仕様書を含みます。
- ③ ビルメンテナンス受託物
ビルメンテナンス契約書に基づく業務の遂行に伴い、被保険者が管理する他人の財物をいいます。
- ④ 車両
次に掲げるものを除く車両をいいます。
ア. 自動車
イ. 身体障害者用の車いす
ウ. 歩行補助車

第4条(保険金を支払わない場合)

(1)当会社は、ビルメンテナンス受託物について、直接であると間接であるとを問わず、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者(保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下この号において同様とします。)または被保険者の代理人、使用人、下請負人もしくは同居の親族が行い、または加担した盗取・詐取
- ② 被保険者の使用人が所有または私用に供する物の損壊、紛失または盗取・詐取
- ③ ビルメンテンス受託物のうち、現金・貴重品(貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、徽章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する財物をいいます。)の損壊、紛失または盗取・詐取
- ④ 原因を問わず、自然発火または自然爆発したビルメンテナンス受託物自体の損壊
- ⑤ 自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他類似の事由またははねずみ食いもしくは虫食い等の損壊
- ⑥ ビルメンテンス受託物の扉等の鍵の紛失または盗取・詐取に伴う錠前(シンリンダーを含みます。)交換費用
- ⑦ 設備・機械類の保守、修理、分解、変形、加工、取替または据付け等において、被保険者が通常行うビルメンテナンス作業の拙劣または仕上不良等
- ⑧ 被保険者が行うビルメンテナンス業務によって通常避けることができない変色、摩耗、縮み、または品質劣化等
- ⑨ 銃火器または火薬類取締法(昭和25年法律第149号)に定められる火薬類による事故

(2)当会社は、直接であると間接であるとを問わず、次の各号に掲げる財物の損壊、紛失または盗取・詐取によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が所有または賃借する財物
- ② 被保険者のビルメンテナンス業務を行う場所(ビルメンテナンス業務のために被保険者が所有、使用または管理する臨時に設置される事務所、資材置場等の仮施設を含みます。)内における次の財物
ア. 被保険者のビルメンテナンス業務に使用される機械、移動・運送用機器、器具その他道具類
イ. 被保険者のビルメンテナンス業務に使用される材料、資材、装置その他部品類
- ③ 航空機、船、自動車または車両(車両は、原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)
- ④ 被保険者が行うビルメンテナンス業務において、設備・機械類の修理、分解、改造、変形、加工、取替または据付作業中に直接作業が加えられていた部分

(3)当会社は、被保険者がビルメンテナンス受託物の使用不能に起因する賠償責任(収益減少に基づく賠償責任を含みます。)を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条(保険金の支払額および保険金額)

(1)この特約に基づき当会社が保険金を支払うべき損害について、普通約款第5条(保険金の支払額および保険金額)(1)において適用する免責金額は、保険証券記載の対物欄の免責金額とします。ただし、この特約に基づき当会社が保険金を支払うべき損害以外に特別約款第1条(当会社の支払責任)に規定する損害が発生した場合には、その損害に対して免責金額を優先して適用し、この特約に基づき保険金を支払うべき損害に対して免責金額の重複適用は行いません。

(2)この特約に基づき当会社が支払うべき保険金について、普通約款第5条(保険金の支払額および保険金額)(2)および(3)において適用する保険金額は、保険期間を通じて保険証券記載の特

別約款の保険金額または5,000万円のいずれか低い額とします。

(3)この特約において当会社が保険金を支払うべき損害賠償金の額は、ビルメンテナンス受託物の損壊、紛失または盗取・詐取が発生した地および時ににおいて、もしその被害を受けていなければ有たであろう価額を超えないものとします。

(4)この特約において当会社が支払うべき保険金の額は、いかなる場合も特別約款第1条(当会社の支払責任)の対象となる他の損害に対する保険金の額と合算して、保険証券記載の保険金額を限度とします。

第6条(保険金の請求)

(1)被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通約款第23条(保険金の請求)(2)に掲げる書類のほか、ビルメンテナンス契約書を提出しなければなりません。

(2)被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合または事実を隠匿し、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第7条(普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款、特別約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

現金・貴重品担保特約

第1条(特約の適用)

この特約は、ビルメンテナンス受託物損害担保特約(以下「ビルメン特約」といいます。)が付帯された保険契約に適用します。

第2条(当会社の支払責任)

当会社は、この特約により、ビルメン特約第4条(保険金を支払わない場合)(1)③の規定にかかわらず、ビルメンテナンス受託物である現金・貴重品(貨幣、紙幣、有価証券、印紙、切手、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、徽章、稿本、設計書、雛型その他これらに類する財物をいいます。以下同様とします。)の損壊、紛失または盗取もしくは詐取(以下「盗取・詐取」といいます。)について、被保険者が被る損害に対して、保険金を支払います。

第3条(保険金の支払額および保険金額)

(1)この特約に基づき当会社が保険金を支払うべき損害について、賠償責任保険(企業用)普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第5条(保険金の支払額および保険金額)(1)において適用する免責金額は、保険証券記載の対物欄の免責金額とします。ただし、1事故において、この特約に基づき当会社が保険金を支払うべき損害以外にビルメン特約で対象となる損害が発生した場合には、その損害に対して免責金額を優先して適用し、この特約に基づき保険金を支払うべき損害に対して免責金額の重複適用は行いません。

(2)この特約に基づき当会社が支払うべき保険金について、普通約款第5条(保険金の支払額および保険金額)(2)および(3)において適用する保険金額は、保険期間を通じて500万円とします。ただし、いかなる場合もビルメン特約の対象となる他の損害に対する保険金の額と合算して、保険証券記載の保険金額を限度とします。

第4条(盗取・詐取発生後の措置)

(1)現金・貴重品について盗取・詐取が発生したことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、次の各号に掲げる事項を履行しなければなりません。

- ① ただちに所轄警察署に通報するとともに、遅滞なく当会社にこれを通知すること。
- ② 盗取・詐取された現金・貴重品の発見、回収に努めること。
- ③ 現金・貴重品について被保険者が第三者に対して有する権利の保全または行使に努めること。

(2)保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項各号の義務に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第5条(普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款、請負業者特別約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

生産物特別約款

第1条(当会社の支払責任)

当会社が保険金を支払うべき賠償責任保険(企業用)普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)

第1条(当会社の支払責任)の損害は、保険適用地域内で発生した次の各号に掲げる事故による損害に限ります。

- ① 生産物に起因する事故
- ② 仕事の結果に起因する事故

第2条(被保険者の範囲)

この特別約款において、被保険者とは次の各号に掲げる者をいいます。

- ① 保険証券に記名された被保険者
- ② 下請負人

第3条(用語の定義)

この特別約款において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。

- ① 生産物
被保険者の占有を離れた保険証券に記載された財物をいいます。
- ② 仕事の結果
被保険者が行った保険証券に記載された仕事の終了(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し)または放棄の後の仕事の結果をいいます。
- ③ 下請負人
第1条(当会社の支払責任)②に規定する事故につき、その仕事について、前条①に規定する被保険者と締結された下請契約(数次の請負を含みます。)に基づき仕事(工事)を遂行する請負人をいいます。ただし、警備、交通誘導を主たる業務とする者を除きます。
- ④ 仕事
保険証券の仕事の内容欄に記載された前条①に規定する被保険者の仕事をいいます。
- ⑤ 回収措置
事故が発生した場合またはそのおそれがある場合において、事故の拡大または同種の原因による他の事故の発生を防止するために行う生産物または仕事の目的物の回収、検査、修理、交換、調整、取外し、廃棄もしくはその他の適切な措置をいいます。

第4条(保険金を支払わない場合)

(1)当会社は、直接であると間接であるとを問わず、回収措置を講じるために要した費用(回収措置を講じるべき生産物または仕事の目的物が他の財物の一部を構成している場合には、その財物全体の回収に要した費用を含みます。)に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。

(2)当会社は、被保険者が次の各号に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売、取扱い、供給もしくは処分した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任
- ② 生産物または仕事の瑕疵に起因するその生産物または仕事の目的物自体に発生した財物の損壊に対して負担する賠償責任
- ③ 生産物または仕事の結果が被保険者の意図する効能または性能を発揮できないことに起因する賠償責任
- ④ 被保険者が仕事の行われた場所に放置または遺棄した機械、装置もしくは資材に起因する賠償責任

- ③ (3)または(4)の書類もしくは証拠を偽造し、または変造した場合
(6)保険金請求権は、(2)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第16条(普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款、これに付帯する特別約款および特約の規定を準用します。ただし、普通約款第6条(保険金を支払わない場合)の規定は準用しません。

別表

1. エボラ出血熱
2. クリミア・コンゴ出血熱
3. 痘そう
4. 南米出血熱
5. ベスト
6. マールブルグ病
7. ラッサ熱
8. 急性灰白髄炎
9. 結核
10. ジフテリア
11. 重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)
12. 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限ります。)
13. 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型が新型インフルエンザ等感染症の病原体に異変するおそれが高いものの血清型として政令で定めるものであるものに限ります。)
14. コレラ
15. 細菌性赤痢
16. 腸管出血性大腸菌感染症
17. 腸チフス
18. パラチフス

仕事の目的物の損壊担保特約

第1条(特約の適用)

この特約は、生産物特別約款(以下「特別約款」といいます。)(が)付帯された保険契約に適用します。

第2条(当会社の支払責任)

- (1)特別約款第4条(保険金を支払わない場合)(2)②の規定にかかわらず、同第1条(当会社の支払責任)各号に掲げる事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生し、特別約款の規定に従い当会社が賠償責任保険(企業用)普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)(第2条(損害の範囲)(1)①)に規定する損害賠償金に対して保険金を支払った場合は、当会社は、その事故と同時に発生した生産物または仕事の目的物自体の損壊に起因する損害に対して保険金を支払います。
- (2)前項の場合において、当会社は、損壊した生産物または仕事の目的物自体に関するかぎり、特別約款第4条(保険金を支払わない場合)(1)の規定を適用しません。

第3条(保険金の支払額および保険金額)

- (1)この特約に基づき当会社が保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、免責金額を適用することなく保険金を支払います。
- (2)この特約に基づき当会社が支払うべき保険金について、当会社は、普通約款第5条(保険金の支払額および保険金額)(2)および(3)において適用する保険金額は、保険期間を通じて500万円とします。ただし、いかなる場合も特別約款第1条(当会社の支払責任)の対象となる他の損害に対する保険金の額を合算して、保険証券記載の保険金額を限度とします。

第4条(普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款、特別約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

仕事の目的物の損壊担保特約(増額型)

第1条(特約の適用)

この特約は、生産物特別約款(以下「特別約款」といいます。)(が)付帯された保険契約に適用します。

第2条(当会社の支払責任)

- (1)特別約款第4条(保険金を支払わない場合)(2)②の規定にかかわらず、同第1条(当会社の支払責任)各号に掲げる事故により他人の身体の障害または財物の損壊が発生し、特別約款の規定に従い当会社が賠償責任保険(企業用)普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)(第2条(損害の範囲)(1)①)に規定する損害賠償金に対して保険金を支払った場合は、当会社は、その事故と同時に発生した生産物または仕事の目的物の損壊に起因する損害に対して保険金を支払います。
- (2)前項の場合において、当会社は、損壊した生産物または仕事の目的物自体に関するかぎり、特別約款第4条(保険金を支払わない場合)(1)の規定を適用しません。

第3条(保険金の支払額および保険金額)

- (1)この特約に基づき当会社が保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、免責金額を適用することなく保険金を支払います。
- (2)この特約に基づき当会社が支払うべき保険金について、当会社は、普通約款第5条(保険金の支払額および保険金額)(2)および(3)において適用する保険金額は、保険期間を通じて1,000万円とします。ただし、いかなる場合も特別約款第1条(当会社の支払責任)の対象となる他の損害に対する保険金の額を合算して、保険証券記載の保険金額を限度とします。

第4条(普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款、特別約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

エンジン焼付損害対象外特約

第1条(特約の適用)

この特約は、生産物特別約款(以下「特別約款」といいます。)(が)付帯された保険契約に適用します。

第2条(保険金を支払わない場合)

この特約において、当会社は、特別約款第1条(当会社の支払責任)の規定にかかわらず、被保険者のガソリンスタンド業務の遂行の結果生じた自動車のエンジン焼付に起因するエンジン自体に発生した損壊による損害については、保険金を支払いません。

第3条(普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険(企業用)普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

エンジン焼付損害縮小支払(50%)特約

第1条(特約の適用)

この特約は、生産物特別約款(以下「特別約款」といいます。)(が)付帯された保険契約に適用します。

第2条(保険金を支払う場合)

この特約において、当会社は、被保険者のガソリンスタンド業務の遂行の結果生じた自動車のエンジン焼付に起因するエンジン自体に発生した損壊による損害については、賠償責任保険(企業用)普通約款(以下「普通約款」といいます。)(第5条(保険金の支払額および保険金額)(1)の規定中「その超過額(保険証券に縮小支払割合の記載があるときは、超過額に縮小支払割合を乗じて得た額とします。)(を保険金として支払います。）」とあるのを「その超過額に50%を乗じて得た額を保険金として支払います。）」と読み替えて適用します。

第3条(普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款、特別約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

自動車管理者特別約款

第1条(当会社の支払責任)

当会社は、賠償責任保険(企業用)普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)(第1条(当会社の支払責任)および同第6条(保険金を支払わない場合)(2)②の規定にかかわらず、偶然な事故により、保険適用地域内において、保険期間中かつ次の各号に掲げる間に発生した自動車の損壊、紛失または盗取および詐欺(以下「盗取・詐欺」といいます。))について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(自動車について正当な権利を有する者に対する損害に限ります。))に対して、保険金を支払います。

- ① 自動車が保管施設内で管理されている間
- ② 自動車が被保険者のその自動車に対して行う業務の遂行の通常の過程として一時的に保管施設外で管理されている間

第2条(用語の定義)

この特別約款において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによりします。

- ① 自動車
被保険者が管理する他人(所有権留保条項付売買契約の買主を含みます。)(の)自動車(付属品を含みます。))をいいます。ただし、被保険者の法定代理人(被保険者が法人である場合は、その理事、取締役、執行役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。以下「代理人」といいます。))、使用人または被保険者と同居する親族が所有する自動車を除きます。
- ② 付属品
自動車に定着(ボルト、ナットまたはねじ等で固定されており、工具等を使用しなければ容易に取りはずせない状態をいいます。以下同様とします。))または装備(自動車の機能を十分に発揮させるために備品として備えつけられている状態をいいます。以下同様とします。))されている物をいいます。ただし、次に掲げる物を含みません。
ア. 燃料、ボディーカバーおよび洗車用品
イ. 法律、命令、規則、条例等により、自動車に定着または装備することを禁止されている物
ウ. 通常装飾品とみなされる物
エ. 積載物
- ③ 保管施設
保険証券に記載された保管施設をいいます。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、被保険者が次の各号に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と同居する親族が行い、または加担した盗取・詐欺に起因する賠償責任
- ② 盗取・詐欺による場合を除き、自動車の使用不能に起因する賠償責任(収益減少に基づく賠償責任を含みます。)
- ③ 被保険者、被保険者の代理人もしくは使用人または被保険者と同居する親族が私人的目的で使用している間に生じた自動車の損壊、紛失または盗取・詐欺に起因する賠償責任
- ④ 自動車が寄託者または委託者に引き渡された後に発見された自動車の損壊、紛失または盗取・詐欺に起因する賠償責任
- ⑤ 被保険者の下請負人が管理している間に生じた自動車の損壊、紛失または盗取・詐欺に起因する賠償責任
- ⑥ 通常の作業工程上生じた修理、点検もしくは加工の拙劣または仕上不良等による自動車の損壊に起因する賠償責任。ただし、これらの事由によって火災または爆発が発生した場合は、この規定を適用しません。
- ⑦ 自動車が法令に定められた運転資格を持たない者によって運転されている間または道路交通法(昭和35年法律第105号)第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態の運転者によって運転されている間に生じた自動車の損壊、紛失または盗取・詐欺に起因する賠償責任

第4条(損害賠償金の範囲)

当会社が保険金を支払うべき普通約款第2条(損害の範囲)(1)①の損害賠償金の額は、損壊、紛失または盗取・詐欺が発生した地および時における被害自動車の価額(被害自動車と同一車種、同年式で同じ損耗度の自動車の市場販売価格相当額をいいます。))を超えないものとします。

第5条(残存保険金額)

当会社が保険金を支払った場合は、保険証券記載の保険期間中保険金額から、その支払った保険金の額(保険証券記載の保険期間中保険金額を限度として支払う保険金の額に限ります。))を控除した残額をもって、その損壊、紛失または盗取・詐欺が生じた時以降の保険期間に対する保険期間中保険金額とします。

第6条(普通約款等との関係)

この特別約款に規定しない事項については、この特別約款に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。

使用不能損害担保特約

第1条(特約の適用)

この特約は、自動車管理者特別約款(以下「特別約款」といいます。)(が)付帯された保険契約に適用します。

第2条(当会社の支払責任)

当会社は、特別約款第3条(保険金を支払わない場合)②および同第4条(損害賠償金の範囲)の規定にかかわらず、偶然な事故により、保険適用地域内において、次の各号に掲げる間に発生した自動車の損壊または紛失(以下「事故」といいます。))により、被保険者が、その損壊または紛失した自動車の使用不能損害について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(自動車について正当な権利を有する者に対する損害に限ります。))に対して、保険金を支払います。

- ① 自動車が保管施設内で管理されている間
- ② 自動車が被保険者のその自動車に対して行う業務の遂行の通常の過程として一時的に保管施設外で管理されている間

第3条(使用不能損害の範囲)

- (1)前条に規定する被害自動車の使用不能損害は、その使用不能損害が発生した最初の日からその日を含めて4日以降30日以内に生じたものに限ります。
- (2)被害自動車について正当な権利を有する者が事故の発生を知らなかった期間に生じた使用不能損害は、前条に規定する被害自動車の使用不能損害とはみなしません。

第4条(保険金額)

- (1)当会社がこの特約に基づいて支払う保険金の額は、被害自動車1台につき10万円、1事故につき保険証券記載の保険金額をそれぞれ限度とします。
- (2)当会社がこの特約に基づき保険金を支払った場合は、保険証券記載の保険期間中保険金額から、その支払った保険金の額を控除した残額をもって、その事故が生じた時以後の保険期間に対する保険金額とします。

第5条(普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険(企業用)普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

下請負人再寄託中担保特約**第1条(特約の適用)**

この特約は、自動車管理者特別約款(以下「特別約款」といいます。)が付帯された保険契約に適用します。

第2条(当会社の支払責任)

当会社は、特別約款第3条(保険金を支払わない場合)⑤の規定にかかわらず、被保険者の下請負人(以下「下請負人」といいます。)が被保険者から再受託した自動車を管理している間に発生した自動車の損壊、紛失または盗取もしくは詐欺(以下「盗取・詐欺」といいます。)について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(自動車について正当な権利を有する者に対する損害に限ります。)に対して、保険金を支払います。

第3条(保険金を支払わない場合)

当会社は、被保険者が次の各号に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 下請負人、下請負人の代理人もしくは使用人または下請負人と同居する親族が行い、または加担した盗取・詐欺に起因する賠償責任
- ② 下請負人、下請負人の代理人もしくは使用人または下請負人と同居する親族が私的な目的で使用している間に生じた自動車の損壊もしくは紛失または盗取・詐欺に起因する賠償責任

第4条(普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険(企業用)普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

就業時間外建物内限定補償特約**第1条(特約の適用)**

この特約は、自動車管理者特別約款(以下「特別約款」といいます。)が付帯された保険契約に適用します。

第2条(当会社の支払責任)

この特約において、特別約款第1条(当会社の支払責任)の規定にかかわらず、就業時間外に自動車の損壊、紛失または盗取もしくは詐欺が発生した場合は、当会社は、自動車が保管施設内に所在する建物内に収納されている場合に限り、保険金を支払います。

第3条(普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険(企業用)普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。

事故対応費用拡張担保特約**第1条(特約の適用)**

この特約は、賠償責任保険(企業用)普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)に付帯されます。

第2条(当会社の支払責任)

当会社は、この保険契約に付帯される特別約款第1条(当会社の支払責任)の対象となる他人の身体の障害または財物の損壊(以下あわせて「対象事故」といいます。)が発生した場合において、被保険者が事故対応のために要した次条に規定する費用に対して、保険金を支払います。なお、この保険契約に人格権侵害担保特約が付帯されている場合は、同特約第2条(当会社の支払責任)に規定する不当な行為に起因する権利侵害が発生した場合における、その不当な行為を対象事故に含みます。

第3条(費用の範囲)

- (1)この特約において、前条に規定する費用は、それぞれ次の各号に掲げるものをいいます。

- ① 緊急対応費用
対象事故が発生した場合において、その対応のために被保険者が当会社の同意を得て支出した次に掲げる費用をいいます。
ア. 被害者(被害者の法定相続人またはその代理人を含みます。)が「現地(対象事故の発生地または被害者の収容地をいいます。以下「現地」といいます。)またはその他被保険者が指定する場所に行くために必要な交通費、宿泊費または渡航手続費用
イ. 被保険者(代理人を含みます。)が「現地または被害者(被害者の法定相続人またはその代理人を含みます。)の居住地に行くために必要な交通費、宿泊費または渡航手続費用
ウ. 通信に要した費用
エ. 被保険者が被害者(被害者の法定相続人またはその代理人を含みます。)との交渉等のために一時的に事務所等を賃借するための費用
オ. 被害者の捜索または捜索に伴う救助もしくは移送するために要した費用。ただし、普通約款第2条(損害の範囲)(1)③に規定する損害防止費用を除きます。
② 被害者見舞・臨時費用
対象事故が発生した場合において、被保険者が当会社の同意を得て支出した次の費用をいいます。
ア. 見舞金、見舞品購入費用その他被害者に対して支払われる社会通念上その額および使途が「妥当な費用
イ. 対象事故のうち、他人の財物の損壊について、当会社は、上記アのほか、次の費用を支払います。ただし、この費用の支払いは、損害賠償請求権者が損壊した財物を修理または再取得(損壊が生じた財物と構造、性能、用途等が同等のものを再取得することをいいます。以下同様とします。)したことを当会社が確認できる場合に限ります。
(ア)損壊した他人の財物の修理が可能な場合は、その財物の修理費からその財物の時価額を差し引いた額に、被保険者の責任割合(過失割合)を乗じた額。ただし、修理費は再取得するためにかかる費用を超えないものとします。
(イ)損壊した他人の財物が修理不能な場合は、その財物を再取得するためにかかる費用からその財物の時価額を差し引いた額に、被保険者の責任割合(過失割合)を乗じた額。この場合において、「修理不能」とは、財物を復旧できない合理的な理由がある場合をいいます。
③ 訴訟対応費用
裁判所において被保険者に対して提起された損害賠償金の支払を求める訴訟に対応するために、被保険者が当会社の同意を得て支出した、社会通念上その額および使途が「妥当な次の費用をいいます。
ア. 相手方当事者または裁判所に提供する文書作成のために必要な費用

イ. 意見書、鑑定書作成のために必要な費用

ウ. 被保険者によりまたは被保険者の委託を受けた外部の実験機関により行われる事故の再現実験費用、事故原因を調査するための費用

エ. 増設コピー機のリース費用

オ. 被保険者の従業員の超過勤務手当、交通費、宿泊費、臨時雇用費用(派遣受入れ費用を含みます。)

- (2)前項各号に規定する費用については、当会社は、被保険者がこれらの費用を支出した後に被保険者に賠償責任がないことが判明した場合においても、これらの費用に対して保険金を支払います。

第4条(保険金の支払額および保険金額)

- (1)この特約に基づき当会社が保険金を支払うべき費用に対しては、当会社は、免責金額を適用しません。

- (2)この特約において当会社が支払うべき保険金の額は、前条(1)に規定する費用ごとに、次の各号に規定する額を限度とします。

- ① 緊急対応費用
1事故につき300万円
- ② 被害者見舞・臨時費用
ア. 財物の損壊については、被害者1名につき10万円(被害者が法人の場合、1法人につき10万円)。ただし、被害者が複数存在し、その被害者が同じ世帯に属する場合は、1世帯につき10万円とします。なお、ここでいう世帯とは、住居および生計を共にする者の集まりまたは独立して住居を維持もしくは独立して生計を営む単身者をいいます。
イ. 上記ア以外の対象事故については、被害者1名につき10万円
ウ. 上記アおよびイを合算して、1事故につき300万円
- ③ 訴訟対応費用
1事故につき300万円

第5条(普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される特別約款および他の特約の規定を適用します。

被害者治療等費用担保特約**第1条(特約の適用)**

この特約は、施設所有(管理)者特別約款、昇降機特別約款または請負業者特別約款(以下あわせて「特別約款」といいます。)が付帯された保険契約に適用します。

第2条(当会社の支払責任)

当会社は、この保険契約に付帯される特別約款第1条(当会社の支払責任)の対象となる他人の身体の障害(以下「対象事故」といいます。)が発生した場合において、被保険者が被害者治療等費用を支払うことによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第3条(費用の範囲)

- (1)この特約において被害者治療等費用とは、被保険者が当会社の同意を得て支出した次の各号に掲げる費用をいいます。ただし、対象事故の日からその日を含めて1年以内に生じた費用に限ります。

- ① 被害者の治療、検査、緊急移送および職業看護師雇入れのために現実に支出した通常要する費用およびこれらに伴う交通費
② 葬儀費用、香典、花代および弔電費用等の葬祭費用
- (2)前項に規定する被害者治療等費用については、当会社は、被保険者がこの費用を支出した後に被保険者に賠償責任がないことが判明した場合においても、この費用に対して保険金を支払います。
- (3)当会社が被害者治療等費用に対して保険金を支払った後に、被保険者が賠償責任を負担する場合には、支払われたその保険金(保険金のうち、被保険者が負担すべき法律上の損害賠償責任部分に相当する額とします。)については、普通約款第2条(損害の範囲)(1)①に規定する損害賠償金として支払われるべき損害に充当します。
- (4)当会社が被害者治療等費用に対して保険金を支払った後に、普通約款第28条(代位)の規定により、被保険者が他人に対して有する権利を当会社が取得した場合は、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、その者の故意もしくは重大な過失または債務不履行によって生じた損害に対して保険金を支払った場合は、この規定を適用しません。

第4条(保険金の支払額および保険金額)

- (1)この特約に基づき当会社が保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、免責金額を適用しません。

- (2)この特約において当会社が支払うべき保険金の額は、被害者1名につき50万円、1事故につき300万円をそれぞれ限度とします。

第5条(保険金を支払わない場合)

当会社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の各号に掲げる事由によって生じた他人の身体の障害について被害者治療等費用を支払うことによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被害者治療等費用を受け取るべき者(被害者を含みます。以下同様とします。)の故意
- ② 保険契約者、被保険者または被害者治療等費用を受け取るべき者の闘争行為または犯罪行為
③ 被害者の心神喪失または自殺行為
④ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打
⑤ 被害者の父母、配偶者、子その他親族の行為
⑥ 被害者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療措置。ただし、当会社が保険金を支払うべき身体の障害を治療する場合を除きます。
⑦ 次に掲げる者が被った身体の障害
ア. 保険契約者
イ. 被保険者
ウ. 被保険者の業務に従事中の者
エ. 被保険者の父母、配偶者、子その他親族
オ. 被保険者の施設またはその施設のある敷地(その敷地内にある構築物を含みます。以下同様とします。)を継続的に占有している者(その役員および使用人を含みます。)
カ. 次の場所において、保守、保安、点検、警備、交通誘導、消防、清掃その他これらに類似の業務または新築、改築、改造、修理、取壊しその他の工事に従事中の者
(ア)被保険者が所有、使用または管理する施設または工事場もしくは隣接する他の工区内(イ)アに隣接する道路上
キ. 被保険者が行う競技会、運動会その他の催物において運動または競技を行っている者
ク. 被保険者が開催する演劇、興行その他の催物の主催者、その業務の補助者および出演者(その関係者を含みます。)

第6条(保険金請求に必要な書類等)

この特約において、被保険者が被害者治療等費用に対する保険金の支払を請求する場合は、普通約款第23条(保険金の請求)(2)に規定するほか、次の書類を当会社に提出しなければなりません。ただし、当会社が承認した場合は、この規定を適用しません。

- ① 公の機関(やむを得ない場合には、第三者とします。)の事故証明書
- ② 医師の診断書
- ③ 治療等費用の支払を証明する書類

第7条(普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される特別約款および他の特約の規定を適用します。

人格権侵害担保特約	
第1条(特約の適用) この特約は、施設所有(管理)者特別約款、昇降機特別約款または請負業者特別約款(以下あわせて「特別約款」といいます。)が付帯された保険契約に適用します。	
第2条(当会社の支払責任) 当会社は、賠償責任保険(企業用)普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第1条(当会社の支払責任)の規定にかかわらず、この特約が付帯される特別約款第1条(当会社の支払責任)の対象となる施設、昇降機の所有、使用もしくは管理または仕事の遂行によって、保険期間中に保険適用地域内で行われた次の各号に掲げる不当な行為(以下「不当な行為」といいます。)に起因する権利侵害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。 ① 他人の自由または名誉を侵害する不当な身体の拘束 ② 他人の名誉またはプライバシーを侵害する口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為	
第3条(保険金の支払額および保険金額) (1)この特約に基づき当会社が保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、普通約款第5条(保険金の支払額および保険金額)(1)の規定中「保険証券記載の免責金額」とあるのを「保険証券記載の対人欄の免責金額」と読み替えて適用します。 (2)この特約に基づき当会社が支払うべき保険金について、普通約款第5条(保険金の支払額および保険金額)(2)および(3)において適用する保険金額は、保険期間を通じて500万円とします。	
第4条(保険金を支払わない場合) 当会社は、直接であると間接であることを問わず、次の各号に掲げる事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。 ① 被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為(過失犯を除きます。) ② 他人の権利を侵害し、不当な行為に起因する権利侵害をもたらす行為またはその疑いがあることを知りながら(知っていたと合理的に推定できる場合を含みます。)、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて被保険者以外の者によって行われた行為 ③ 被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によってまたは被保険者以外の者によって行われた不当な行為 ④ 最初の不当な行為が保険期間開始日より前に行われ、その後においても継続または反復して行われた1事故に相当する不当な行為 ⑤ 事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図に基づいて被保険者以外の者によって行われた不当な行為 ⑥ 広告、放送、出版またはホームページ等の作成もしくは運営を業とする被保険者によりその業務の遂行として行われた不当な行為 ⑦ この保険契約の保険期間終了または解除後、1年以上経過した後に発見された不当な行為 ⑧ 保険適用地域外で発生した権利侵害	
第5条(保険金を支払わない損害) 当会社は、直接であると間接であることを問わず不当な行為により表示行為がなされた財物またはデータ等の回収、修正、交換、廃棄その他適切な措置を講じるために要した費用を支払うことによって被る損害に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。	
第6条(普通約款の規定の適用除外) 普通約款第4条(用語の定義)⑤の規定にかかわらず、この特約において、1事故とは、不当な行為がなされた時間もしくは場所を問わず、またはいずれの者に対して不当な行為がなされたかを問わず、継続または反復して行われた一連の事故をいいます。この場合、最初の事故が発生した時にすべての事故が発生したものとします。	
第7条(普通約款等との関係) この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される特別約款および他の特約の規定を適用します。	
費用内枠払特約	
第1条(特約の適用) この特約は、賠償責任保険(企業用)普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)に適用します。	
第2条(保険金の支払額および保険金額) (1)普通約款第5条(保険金の支払額および保険金額)(2)の規定にかかわらず、当会社が支払うべき保険金の額は、普通約款第2条(損害の範囲)(1)各号に規定するものを合算し、保険証券記載の保険金額を限度として支払います。 (2)この保険契約に事故対応費用拡張担保特約または被害者治療等費用担保特約が付帯されている場合は、これらの特約において支払われる保険金を前項に規定する損害の額とみなします。 (3)この特約において普通約款第5条(3)の規定は適用しません。	
第3条(普通約款等との関係) この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される特別約款および他の特約の規定を適用します。	
対物間接損害不担保特約	
第1条(特約の適用) この特約は、賠償責任保険(企業用)普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)に適用します。	
第2条(損害の範囲) 当会社は、この保険契約において、普通約款第2条(損害の範囲)(1)①に規定する損害賠償金のうち、財物の損壊に起因する損害賠償金については、その財物の直接の復旧費用に対してのみ保険金を支払うものとし、その財物の使用不能に起因する損害賠償金(喪失利益に対する損害賠償金を含みます。)に対しては、保険金を支払いません。	
第3条(普通約款等との関係) この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される特別約款および他の特約の規定を適用します。	
出演者等の損害不担保特約	
第1条(特約の適用) この特約は、賠償責任保険(企業用)普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)に付帯された各特別約款に適用します。	
第2条(保険金を支払わない場合) 当会社は、この保険契約において、この特約が付帯される特別約款第1条(当会社の支払責任)の対象となる施設で行われる演劇、興行その他の催物または仕事に出演する者(これらの者の補助者を含みます。)の身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。	
第3条(普通約款等との関係) この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される特別約款および他の特約の規定を適用します。	

除雪作業危険に関する特約(A)(請負業者賠償責任保険用)	
第1条(特約の適用) この特約は、請負業者特別約款(以下「特別約款」といいます。)が付帯された契約に適用し、保険証券に記名された被保険者(以下「記名被保険者」といいます。)が遂行する次条(1)各号に掲げる作業に起因する損害に対してのみ適用されます。	
第2条(当会社の支払責任) (1)この特約において、当会社は、記名被保険者が受注する次の各号に掲げる作業に起因する損害に対して、保険金を支払います。 ① 国または地方公共団体による雪寒地域道路工事業として、国または地方公共団体が発注する除雪作業 ② 前号以外の公道における除雪作業 ③ 雪堆積場における雪の積卸しおよび雪堆積場内で行なわれるその他の作業 (2)前項に掲げる作業は、次のいずれかの時に終了したものとみなします。 ① 前項①および②については、発注者の要請または指示に基づく個々の仕事が終わった時 ② 前項③については、その仕事の履行義務をすべて果たした時	
第3条(用語の定義) この特約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。 ① 除雪作業 仕事のうち、原動機の使用の有無を問わず、記名被保険者が請負うまたは委託を受けて、除雪場において行う道路面の雪を道路脇に寄せる作業等(除雪された雪をダンプカー等運搬用自動車に積み込む作業を含みます。)をいいます。 ② 除雪車 除雪作業を行うための人力以外の動力を原動力とする自力走行が可能な自動車または車両をいい、これに付属する機械または装置を含みます。ただし、車両登録をしているダンプカーを除きます。 ③ 除雪場 記名被保険者と発注者との契約により定められた除雪作業を行う区間・場所をいいます。 ④ 雪堆積場 排雪した雪を堆積するために特別に設けられ、不特定多数の人が出入りすることを制限され、記名被保険者が占有している場所(記名被保険者が他の事業者と共同使用する場所を含みます。)をいいます。	
第4条(読替規定) この特約においては、特別約款第3条(用語の定義)②の仮設施設の定義中、「臨時に設置される事務所、資材置場、飯場等の仮設物」とあるのを「臨時に設置される事務所、資材置場、雪堆積場、飯場等の仮設物」と読み替えて適用します。	
第5条(みなし規定) (1)この特約においては、次の各号に掲げる用語をそれぞれ次の通りにみなして、特別約款およびこの特約の規定を適用します。 ① 第3条(用語の定義)②の除雪車は、特別約款第3条(用語の定義)⑥の建設用工作車 ② 第3条(用語の定義)③の除雪場は、特別約款第3条(用語の定義)③の工事場 (2)この特約においては、第2条(当会社の支払責任)(1)各号に掲げる作業は、保険証券の仕事の内容欄に記載された仕事とみなします。	
第6条(普通約款等との関係) この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険(企業用)普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。	
工事発注者責任担保特約	
第1条(特約の適用) この特約は、施設所有(管理)者特別約款(以下「施設特別約款」といいます。)または昇降機特別約款が付帯された保険契約に適用します。	
第2条(当会社の支払責任) 当会社は、次の各号に掲げる規定にかかわらず、施設または昇降機の修理、改造または取壊し等の工事に起因する賠償責任について、被保険者が発注者として負担する賠償責任に限り、それにより被る損害に対して保険金を支払います。 ① 施設特別約款第3条(保険金を支払わない場合)(2)① ② 昇降機特別約款第3条(保険金を支払わない場合)②	
第3条(普通約款等との関係) この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、賠償責任保険(企業用)普通保険約款、特別約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。	
被保険者間交差責任特約(C)	
第1条(特約の適用) この特約は、施設所有(管理)者特別約款、昇降機特別約款または請負業者特別約款(以下あわせて「特別約款」といいます。)が付帯された保険契約に適用します。	
第2条(被保険者相互間の関係) 当会社は、この保険契約において、賠償責任保険(企業用)普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)およびそれぞれの特別約款で規定する被保険者相互間の関係は、普通約款第1条(当会社の支払責任)という他人とみなします。	
第3条(保険金の支払額および保険金額) 当会社が支払うべき保険金の額は、被保険者の数にかかわらず、いかなる場合においても保険証券記載の保険金額を限度とします。	
第4条(普通約款等との関係) この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款、特別約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を適用します。	
ガソリンスタンド特約	
第1条(特約の適用) この特約は、施設所有(管理)者特別約款、生産物特別約款または自動車管理者特別約款(以下あわせて「特別約款」といいます。)が付帯された保険契約に適用します。	
第2条(当会社の支払責任) (1)この特約により、当会社が保険金を支払うべき特別約款第1条(当会社の支払責任)に規定する損害は、ガソリンスタンド業務による損害に限ります。 (2)この特約において、ガソリンスタンド業務とは、ガソリン、軽油等の自動車燃料または灯油の販売業務、および自動車(部品、付属品を含みます。)の点検、調整、洗車または自動車に対するオイル、水、部品または付属品の供給業務をいいます。ただし、飲食物、雑貨その他上記以外の物品の提供もしくは販売または自動車の販売、修理(板金、塗装、分解整備等をいいます。)等の業務は含みません。	
第3条(普通約款等との関係) この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される特別約款および他の特約の規定を適用します。	

集团扱特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、次の各号に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が次のいずれかに該当する者であること。
 - ア. 集団
 - イ. 集団の役職員
 - ウ. 集団の構成員
 - エ. 集団の構成員の役職員
- ② 集団または集団から委託を受けた者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 集金手続を行い得る最初の集金日に保険料を集金すること。
 - イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条(用語の定義)

この特約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。

- ① 集金契約
「保険料集金に関する契約書(集団扱契約用)」による保険料集金契約をいいます。
- ② 集金者
当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
- ③ 集金日
集金契約に定める集金日をいいます。
- ④ 集団
当会社の承認する集団をいいます。
- ⑤ 分割保険料
保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込むものとして保険証券に記載された保険料をいいます。
- ⑥ 未払込保険料
この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。
- ⑦ 普通保険約款等
この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約をいいます。

第3条(保険料の払込み)

- (1)当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一時にまたは分割保険料に分割して払い込むことを承認します。
- (2)保険契約者が保険料を一時に払い込む場合は、一時払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3)保険契約者が保険料を分割保険料に分割して払い込む場合は、次の各号に定めるところによります。
 - ① 初回分割保険料は、保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
 - ② 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第4条(保険料領収前の事故)

- (1)保険契約者が前条(2)に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、同条(2)の一時払保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(2)の一時払保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。
- (2)保険契約者が前条(3)に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、同条(3)①の初回分割保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(3)①の初回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。

第5条(追加保険料の払込み)

- (1)普通保険約款等の告知義務または通知義務に係る承認の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、集金者を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2)当会社は、保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠った場合(当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3)前項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (4)ㄨ(2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未經過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未經過期間に対する保険料を返還します。
- (5)ㄨ(1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた日より前に発生した事故による損害については除きます。
- (6)普通保険約款等の契約条件の変更に係る承認の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、集金者を経ることなく、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (7)保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前の事故による損害に対しては、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款等の規定に従い、保険金を支払います。

第6条(保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第7条(特約の失効または解除)

- (1)この特約は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合、①の事実のときは、その事実が発生したことにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の集金日、または②もしくは③の事実のときは、その事実が発生した日(以下「集金不能日」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。
 - ① 集金契約が解除された場合
 - ② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が集金日の翌日から起算して1か月以内に集金されなかった場合。ただし、集金者が保険契約者にかかわって保険料を集金不能日の翌日から起算して1か月以内に当会社に支払った場合を除きます。
 - ③ 当会社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合
- (2)当会社は、この保険契約に係る集金契約(当会社との間の集团扱特約に係る他の集金契約を含みます。)の対象となる保険契約者の人数(同一の保険契約者が複数の集团扱特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます。)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
- (3)ㄨ(1)①もしくは(1)③の事実が発生した場合または前項の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対する書面によりその旨を通知します。

第8条(特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

- (1)保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は、集金不能日から1か月以内に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は、この特約の解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

- (2)当会社は、前項に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3)当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4)前項の解除は、集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日が保険期間の末日の翌以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみ、その効力を生じます。
- (5)ㄨ(3)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未經過期間に相当する保険料があるときは、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未經過期間に対する保険料を返還します。

第9条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款等の規定を準用します。

保険料の精算に関する特約(決算期間方式)

第1条(特約の適用および適用条件)

- (1)この特約は、賠償責任保険(企業用)普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)に適用します。
- (2)この特約は、次の各号に掲げる条件をいずれも満たす場合に適用されます。
 - ① 保険契約者がこの保険契約の保険料を暫定保険料として払い込むこと。
 - ② 保険期間が1年間であること。

第2条(確定保険料の算出と確定精算)

当会社は、この保険契約において、保険期間終了時に、この保険契約の満期日以前の直近の会計年度末時点から過去1年間の賃金、入場者、領収金、請負金額または売上高等に基づいて算出した保険料を確定保険料として取り扱い、普通約款第19条(書類の閲覧および暫定保険料の精算)ㄨ(3)の規定に基づき保険料の精算(以下「確定精算」といいます。)を行います。

第3条(確定精算のための必要書類の提出)

この特約において、普通約款第19条(書類の閲覧および暫定保険料の精算)ㄨ(2)の規定は次のとおり読み替えて適用します。
「(2)保険契約者は、保険料の算出基礎が確定した後、遅滞なく、保険料を確定するために必要な書類等を当会社に提出しなければなりません。ただし、保険料の算出基礎が保険期間満期日の3か月前の応当日より前に確定した場合は、保険期間満期日3か月前の応当日後に遅滞なく提出することとします。」

第4条(特約の失効と失効後の保険料の精算)

この保険契約が保険期間中に解除(中途更改を含みます。)または失効となった場合には、この特約は失効します。この場合、暫定保険料の精算は、この保険契約にこの特約の付帯がなかったものとして、普通約款第19条(書類の閲覧および暫定保険料の精算)の規定に従うものとします。なお、前条の規定により読み替えられた普通約款第19条の規定に従い既に確定精算が行われていた場合も、同様とします。

第5条(普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される特別約款および他の特約の規定を適用します。

保険料確定特約(年間契約用)

第1条(特約の適用)

この特約は、賠償責任保険(企業用)普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)に適用します。

第2条(保険料の算出基礎)

この保険契約において、保険契約締結の際に提出された書類により把握可能な直近1年間の賃金、入場者、領収金、請負金額または売上高等(以下「算出基礎」といいます。)に基づいて保険料を算出した場合は、当会社は、その算出基礎により算出された保険料を確定保険料として取り扱います。

第3条(変更の通知)

- (1)保険契約者または被保険者は、保険契約締結の後、前条の規定により提出された書類に記載された算出基礎に変更が生じる場合は、普通約款第7条(告知義務)の規定に従い、訂正の申出を当会社に対して行わなければなりません。
- (2)保険契約者または被保険者は、保険契約締結の後、被保険者の合併、会社分割、事業の譲渡・譲受けその他これらに類似の事由により、前条の規定により提出された書類に記載された算出基礎と保険期間中の算出基礎との間に著しい乖離が生じる場合は、普通約款第8条(通知義務)の規定に従い、変更の通知を当会社に対して行わなければなりません。

第4条(保険料の返還または請求)

普通約款またはこれに付帯された特約の規定に基づく保険料の変更を行う必要がある場合は、当会社は、普通約款第16条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)から同第18条(保険料の返還－保険契約解除の場合)まで、または付帯された特約の規定に従い、保険料の返還または請求を行うものとします。

第5条(支払保険金の削減)

保険契約者または被保険者が算出基礎について保険契約締結時に事実と異なる数値を申告し、その申告した額が実際の数値に不足する場合において、普通約款第7条(告知義務)ㄨ(2)の規定を適用しないときは、当会社は、実際の数値に基づく保険料に対する申告した数値に基づく保険料の割合をもって、保険金の支払額を削減することができます。

第6条(普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される特別約款および他の特約の規定を適用します。

保険料確定特約(有期契約用)

第1条(特約の適用)

この特約は、賠償責任保険(企業用)普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)に適用します。

第2条(保険料の算出基礎)

この保険契約において、保険契約締結の際に提出された書類により把握可能な保険期間中の賃金、入場者、領収金、請負金額または売上高等(以下「算出基礎」といいます。)に基づいて保険料を算出した場合は、当会社は、その算出基礎により算出された保険料を確定保険料として取り扱います。

第3条(変更の通知)

保険契約者または被保険者は、保険契約締結の後、前条の規定により提出された書類に記載された算出基礎に変更が生じる場合は、普通約款第7条(告知義務)または同第8条(通知義務)の規定に従い、訂正の申出もしくは変更の通知を当会社に対して行わなければなりません。

第4条(保険料の返還または請求－保険料の算出基礎の変更)

保険事故が生じる前に、前条の規定に基づいて保険契約者または被保険者が、当会社に対して訂正または変更に係る承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合は、当会社は、これ을申込書記載事項の訂正とみなして普通約款第16条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等)ㄨ(1)の規定に従い、保険料を返還または請求します。

第5条(支払保険金の削減)

保険契約者または被保険者が算出基礎について保険契約締結時に事実と異なる数値を申告し、その申告した額が実際の数値に不足する場合において、普通約款第7条(告知義務)ㄨ(2)の規定を適用しないときは、当会社は、実際の数値に基づく保険料に対する申告した数値に基づく保険

料の割合をもって、保険金の支払額を削減することができます。

第6条(普通約款等との関係)

この特約に規定しない事項については、この特約に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に適用される特別約款および他の特約の規定を適用します。

保険料分割払特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者が年額保険料を分割保険料に分割して払い込むことを当会社が承認した場合に適用されます。

第2条(用語の定義)

この特約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。

- ① 年額保険料
この保険契約に定められた総保険料をいいます。
- ② 分割保険料
年額保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込むものとして保険証券に記載された保険料をいいます。
- ③ 払込期日
保険証券記載の払込期日をいいます。
- ④ 次回払込期日
払込期日のその翌月の払込期日をいいます。
- ⑤ 口座振替
指定口座から当会社の口座に振り替えることをいいます。
- ⑥ 指定口座
保険契約者が指定する口座をいいます。
- ⑦ 団体
当会社が特に承認した団体をいいます。
- ⑧ 提携金融機関
当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
- ⑨ 追加保険料
普通保険約款等の規定により、当会社が請求する追加保険料をいいます。
- ⑩ 普通保険約款等
この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約をいいます。

第3条(分割保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、分割保険料を次の各号の規定に従い、当会社に払い込まなければなりません。
 - ① 初回分割保険料については、この保険契約の締結と同時に払い込むものとします。ただし、団体を保険契約者とする場合には、保険契約の締結の後、初回保険料相当額の集金手続を行う最初の集金日後10日以内に払い込むことができます。
 - ② 第2回目以降の分割保険料については、払込期日までに払い込むものとします。
- (2) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合において、払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替によるその分割保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日にその分割保険料の払込みがあったものとみなします。
- (3) 第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、保険契約者が第2回分割保険料を払い込むべき払込期日までのその払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによるときは、第3回分割保険料の払込期日を第2回分割保険料の払込期日とみなしてこの特約の規定を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。

第4条(分割保険料領収前の事故)

- (1) 保険期間が始まった後も、保険契約者が初回分割保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、初回分割保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 保険契約者が、第2回目以降の分割保険料について、その分割保険料を払い込むべき払込期日までのその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日の翌日以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、保険契約者がその払込期日の属する月の翌月末日までにその分割保険料を払い込んだ場合を除きます。
- (3) 前項の規定にかかわらず、保険契約者が、事故の発生日までに到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の払込みを怠った場合において、被保険者が払込みを怠った払込期日の属する月の翌月末日までに保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、事故の発生日までに到来した払込期日に払い込むべき分割保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。
- (4) (2)の規定にかかわらず、第2回目以降の分割保険料の払込方法が口座振替による場合で、かつ、保険契約者がその分割保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めるときは、当会社は、(2)および前項らびに第6条(保険契約の解除－分割保険料不払の場合)1)①の「払込期日の属する月の翌月末日」を「払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、当会社は、保険契約者に対してその分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

第5条(追加保険料の払込み)

- (1) 普通保険約款等の告知義務または通知義務に係る承認の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠った場合(当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限り)ます。は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) 前項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (4) (2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。
- (5) (1)の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた日より前に発生した事故による損害については除きます。
- (6) 普通保険約款等の契約条件の変更に係る承認の規定に従い、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- (7) 保険契約者が前項の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款等の規定に従い、保険金を支払います。

第6条(保険契約の解除－分割保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
 - ① 払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日までに、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
- (2) 前項の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除は、次の各号に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。
 - ① 前項①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
 - ② 前項②による解除の場合は、次回払込期日
- (3) (1)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、既に領収した保険料は返還しません。ただし、未経過期間に相当する保険料がある場合は、既に払い込まれた保険料から既経

過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第7条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款等の規定を準用します。

初回保険料口座振替特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、次の各号に定める条件をすべて満たす場合で、かつ、保険契約者が初回保険料を口座振替の方法により払い込むことを当会社が承認したときに適用されます。

- ① 保険契約締結の際に、指定口座が提携金融機関に設定されていること。
- ② 保険契約締結の際に、保険契約者から当会社への損害保険料口座振替依頼書等の提出がなされていること。

第2条(用語の定義)

この特約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。

- ① 初回保険料
保険料を一括して払い込む場合は、一時払保険料をいい、保険料を分割して払い込む場合は、初回分割保険料をいいます。
- ② 口座振替
指定口座から当会社の口座に振り替えることをいいます。
- ③ 指定口座
保険契約者が指定する口座をいいます。
- ④ 提携金融機関
当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
- ⑤ 普通保険約款等
この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約をいいます。

第3条(初回保険料の払込み)

- (1) 初回保険料の払込みは、(4)に規定する初回保険料払込期日に口座振替によって行うものとします。
- (2) 初回保険料払込期日が提携金融機関の休業日に該当し、口座振替による初回保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われた場合には、当会社は、初回保険料払込期日に払込みがあったものとみなします。
- (3) 保険契約者は、初回保険料払込期日の前日までに初回保険料相当額を指定口座に預け入れておかねばなりません。
- (4) 初回保険料払込期日は、保険期間の初日の属する月の振替日(振替日は損害保険料口座振替依頼書等に記載された期日とします。)とします。
- (5) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日までに初回保険料の払込みを怠り、かつ、払込みを怠った理由が、提携金融機関に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合においては、当会社が口座振替請求を行った最も早い振替日(その振替日が初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日以降となるときは、初回保険料払込期日の属する月の翌々月の振替日とします。)を初回保険料払込期日とみなしてこの特約を適用します。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責めに帰すべき事由による場合を除きます。
- (6) この保険契約に、保険料分割払特約が適用されている場合で、保険期間の初日の属する月の翌月以降に初回保険料を口座振替するときは、当会社は、保険料分割払特約の第2回目以降に払い込むべき保険料と初回保険料を同時に口座振替します。

第4条(初回保険料領収前の事故)

- (1) 初回保険料払込期日に初回保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、初回保険料を初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者が初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに初回保険料を払い込んだ場合には、初回保険料領収前の事故による損害に対しては、普通保険約款等に定める保険料領収前の事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (3) 保険契約者が(1)に規定する初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認める場合は、当会社は、前2項および(6)ならびに次条(1)の「初回保険料払込期日の属する月の翌月末日」を「初回保険料払込期日の属する月の翌々月末日」と読み替えて、この特約を適用します。この場合において、当会社は、保険契約者に対して初回保険料払込期日の属する月の翌々月の応当日(この保険契約に、保険料分割払特約が付帯されている場合は、初回保険料払込期日の属する月の翌々月の払込期日とします。)に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。
- (4) (2)の規定により、被保険者が、初回保険料領収前の事故による損害に対して保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は初回保険料を当会社に払い込まなければなりません。
- (5) 前項の規定にかかわらず、事故の発生日の日が、初回保険料払込期日以前であり、保険契約者が、初回保険料を初回保険料払込期日までに払い込む旨の確約を行った場合で、かつ、当会社が承認したときは、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故に対して保険金を支払います。
- (6) 前項の確約に反して保険契約者が初回保険料払込期日に初回保険料の払込みを怠り、かつ、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までのその払込みを怠った場合は、当会社は、既に支払った保険金について、その返還を請求することができます。

第5条(保険契約の解除－初回保険料不払の場合)

- (1) 当会社は、初回保険料払込期日の属する月の翌月末日までに、初回保険料の払込みがない場合には、この保険契約を解除することができます。
- (2) 前項の規定は、この保険契約に付帯された保険料分割払特約の保険契約の解除に関する規定に優先して適用されます。
- (3) (1)の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。この場合の解除は、保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第6条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款等の規定を準用します。

保険料クレジットカード払特約

第1条(この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者が会員規約等に基づく会員またはクレジットカードの使用が認められた者である場合で、かつ、保険契約者が保険料をクレジットカードによって払い込むことを当会社が承認したときに適用されます。

第2条(用語の定義)

この特約において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによります。

- ① 会員規約等
カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。
- ② クレジットカード
当会社の指定するクレジットカードをいいます。
- ③ カード会社
クレジットカード発行会社をいいます。
- ④ 保険料
保険料を一括して払い込む場合は一時払保険料、保険料を分割して支払う場合は初回分割保険料、当会社が請求する追加保険料を払い込む場合は追加保険料をいいます。
- ⑤ 一時払保険料

保険料を一括して払い込む場合の一時払保険料をいいます。

- ⑥ 追加保険料
普通保険約款等の規定により、当社が請求する追加保険料をいいます。
- ⑦ 普通保険約款等

この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約をいいます。

第3条(保険料の支払)

- (1) 保険契約者は、この特約により、クレジットカードによって保険料を支払うものとします。
- (2) 保険契約者から、この保険契約の保険料をクレジットカードを使用して支払う旨の申出があった場合は、当社は、カード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行います。
- (3) 当社は、前項の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の支払を承認した時に保険料の払込みがあったものとみなします。

第4条(保険料領収前の事故)

- (1) 前条の規定により、当社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時(保険期間の開始前に承認した場合は保険期間の開始した時とします。)以後、普通保険約款等に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (2) 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定は適用しません。
 - ① 当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、その保険料が払い込まれたものとみなして前項の規定を適用します。
 - ② 会員規約等に定める手続が行われない場合

第5条(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

- (1) 前条(2)①の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に支払っているときは、当社は、その支払った保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、前項の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を支払ったときは、前条(1)の規定を適用します。

第6条(直接請求保険料不払の場合の取扱い)

- (1) 当社は、前条(2)の保険料の払込みを怠った場合は、当社は、この保険契約を解除することができます。
- (2) 前項の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、将来に向かってのみ生じます。
- (3) (1)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第7条(保険料の返還の特則)

普通保険約款等の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、第5条(保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)(2)の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、および保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に支払っている場合は、この規定は適用しません。

第8条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約に反しないかぎり、普通保険約款等の規定を準用します。

共同保険に関する特約

第1条(独立責任)

この保険契約は、保険証券記載の保険会社(以下「引受保険会社」といいます。)による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条(幹事保険会社が行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次の各号に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書を受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険契約上の規定に基づく通知の受領
- ⑥ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の買権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑦ 保険契約に係る変更承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑧ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑨ 事故発生もしくは損害発生等の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑩ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑪ その他①から⑩までの事務または業務に付随する事項

第3条(幹事保険会社の行為の効果)

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条(保険契約者等の行為の効果)

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

